

第107回 人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和元年8月5日(月) 13:00~16:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第一会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子(部会長)、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【審議協力者(各省等)】

財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、東京都

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室：中原室長ほか

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 賃金構造基本統計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、ほぼ定刻になりましたので、ただ今から、第107回人口・社会統計部会を開催いたします。

お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、7月26日に開催した前回部会に引き続きまして、賃金構造基本統計調査の変更について審議を行います。

本日の部会は、当初、14時からの開催を予定しておりましたが、前回部会の審議の進行状況を踏まえまして、開始時間を1時間早め、13時からの開催に変更させていただくことになりました。皆様方には御迷惑をおかけしましたが、どうかよろしく願いいたします。16時までの3時間の審議を予定しておりますが、できれば少しでも早く終わるといいかなと思います。どうかよろしく願いします。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤総務省政策統括官(統計基準担当)付 本日の配布資料について説明させていただきます。本日の配布資料は、資料1として、前回部会において整理・報告を求められた事項に対する調査実施者の補足説明資料、資料2-1として、審査メモ、資料2-2として、審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答をお配りしています。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の部会の進め方についてですけれども、本日の部会では、まず、前回部会において委員等から整理・報告を求められた事項について、調査実施者からの補足説明

を踏まえて審議した後、審査メモに沿って、残された論点について審議することとします。

審議の進捗状況をみながら、適宜、できれば休憩を5分とか10分入れさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、資料1に基づきまして、前回部会において整理・報告を求められた事項について、審議を行います。

前回部会では、初任給額を把握する調査事項の削除に関しまして、労働者抽出率1分の1以外の事業所における事業所票と個人票による代替集計結果とのかい離の状況や、仮に個人票による代替集計により対応することとした場合、推計精度の向上の観点から、新規学卒者か否かを把握する項目や、新規学卒者の採用人員を把握する項目の追加の余地などについて、

2点目といたしまして、労働者の最終学歴の選択肢の細分化に関連して、短時間労働者の学歴把握の再検討について、

3点目としまして、労働者の職種区分の見直しに関連して、主な変更点を整理した資料の提示や、試験調査で未記入率を大きく引き上げていると要因としている大企業の1事業所を除外した場合の未記入率の状況について、

4点目といたしまして、労働者の通勤手当等3手当の削減に関連して、今後、本調査に代替するとしている最低賃金の実態に関する調査のサンプルサイズや回収率、結果精度等の実態、そして、本調査項目の把握に伴う調査の現場における負担感等について、

5点目といたしまして、事業所票と個人票の統合に関連して、報告者にとって、より見やすい調査票への改善について、

6点目としまして、集計事項の変更に関連して、人数の多い職種区分について、区分を細分化して集計する余地や、3通りの新たな推計方法による試算結果と現行の推計結果との差に関する要因分析結果や、前回部会で提示されたもの以外の検証データの提示等について、

といったことにつきまして、多くの論点がありましたが、調査実施者に整理・報告を求めたところです。

本日の部会審議の進め方についてです。ただ今申し上げた再審議事項のうち、1番目の初任給額に係る調査事項の削除につきましては、調整実施者における検討・精査に相当程度の時間を要することから、本日の部会での審議を見送り、事務局から連絡させていただきましたとおり、急遽、8月30日に追加で部会を開催し、そこで審議することとしたいと考えております。このような進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、前回部会における意見に対する回答について、資料1に基づき、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 それでは説明申し上げます。

資料1、1ページ目です。こちらは初任給額の話ですので、次に移らせていただいて、2ページ目から説明いたします。

2 ページ目、労働者の最終学歴の選択肢の細分化についてです。短時間労働者の最終学歴について、調査可能性の再検討ということです。

前回の部会におきまして、一般労働者の学歴集計に及ぼす影響を検証するための試験調査の実施等を踏まえ、学歴区分に不明、いわゆる学歴を把握していないといった選択肢を設定する方針をお示したところですが、前回部会におきまして、今回程度の試験調査を行ったとしても、それは目安程度にしかすぎないのではないかという御指摘がございまして、厚生労働省におきまして再検討した結果、次のように行っていきたいと考えております。

今回の改正のために実施した試験調査、今回調査対象1,800、回収が約1,000という状況でしたが、これと同規模の試験調査を実施した場合、不明の選択肢を選ぶ記入者の割合についての検証は可能と考えております。

一方で、賃金への影響を検証することを考えますと、相当程度規模の調査をしないと分からないのではないかということもございまして、規模感まで示せばよかったですけれども、実際に予算規模等々を考えますと、そういった試験調査での分析は困難と判断いたしました。

更に、現在の学歴区分の回答可能性、負担感につきまして、試験調査と同時に実施したアンケート調査では、一般労働者、短時間労働者で大きな違いはそれほどなかったということは、前回の部会でお示ししております。一般労働者の学歴調査の負担軽減も大きな課題であると認識しています。

これらのことから、令和2年調査から学歴区分に不明の選択肢を設定したいと考えております。それによって学歴調査の負担軽減を図り、短時間労働者全体についても学歴を調査したいと考えております。

その際、繰り返しになりますけれども、一般労働者の賃金額等への影響、断層が生じるのかどうかは良く分からないのですけれども、その影響が想定される場所です。その影響度の詳細な分析・検証となりますと、詳細なものは困難と思っておりますけれども、労働者数の変化要因の分析など、できるだけ分析を行うことを考えております。それを行うとともに、調査方法の変更及びその背景を利用者に情報提供することで、調査実施者としての説明責任を果たしてまいりたいと考えています。

次に、労働者の職種番号の見直し等につきましてです。職種区分につきまして、一覧表では分かりづらいため、主な変更点を分かりやすくまとめた資料を作成・提示して欲しいということでしたので、新職種区分と現行職種区分の対応表を別紙で用意させていただきました。

この表のとおりですが、見方としましては、ここに記載してあるとおりです。例えば一番上の管理的職業従事者は、現行にない新設です。研究者ですが、自然科学系研究者と、あと人文科学系研究者がおり、今の賃金構造基本統計調査ではいわゆる人文科学系をとっておりませんので、範囲拡大ということを示しております。そういう形で、それぞれの区分について記載しております。

続きまして、試験調査において未記入率を大きく引き下げている大企業の1事業所を除

いた場合の未記入率はどのようになるかです。ここに示しておりますけれども、本社事業所、非常に大きいところでした。1,000人以上のところでした。こちらの回答は一般労働者のみでしたので、一般労働者の方のみ影響が出ているところでした。この左側、規模計と1,000人以上ですが、括弧書きの方が、この1つの事業所も含めた数字。括弧がついていない方が除いた数字です。全体として、未記入率10.0%が3.5%まで下がるといった状況です。

続きまして、労働者の通勤手当、精皆勤手当、家族手当を把握する調査事項の削除についてです。本調査項目に、どの程度の事業所が該当するのか、記入率はどのくらいなのかです。これについての表は、4ページに載せているとおりです。平成21年以降10年間についてまとめております。通勤手当につきましては、平成21年56.6%から徐々に上がってきて、今60%。支給額としてはあまり変わっていない状況です。精皆勤手当、家族手当は、それぞれ記入率が下がってきています。精皆勤手当の支給額は減少傾向。家族手当も、若干減少してきている状況かと見ております。

次です。②の本調査項目の把握に伴う調査の現場における負担感はどのようになっているかです。47都道府県労働局に、平成30年調査の状況について、メールでヒアリングを行いました。その際の意見です。記入者側に手間がかかるが11局。対象事業所なのかが分かりにくいのが4局、どう記載するかが分かりにくいのが7局。記入の不備が多いのが5局。意見・苦情が寄せられたのが7局といったところです。そのほかに、事業所で支給している手当が3手当に該当するか否かを判断するのが困難である。基本給は賃金表により単純に記入できるが、3手当については一人一人異なることから、それらを確認する手間がかかるとの声がありました。

それから、記入方法を聞かれている担当者から、3手当を捉えての苦情は記憶していないが、3手当未記入の事業所が多いため、問い合わせを行った際の苦情として、「記入要領が分かりにくい」、「自分の事業所が3手当を記入する必要があることを認識できない」、業種・規模等から記入が必要であることを説明した際に「従業員が少ないところに記入させるのは差別ではないか」、「面倒くさい」「煩雑だ」「これ以上協力はできない」等の反応の声がありました。

一方で、特段に苦情の連絡もないという都道府県労働局も幾つかあったのは事実です。

続きまして、③です。「本調査項目を削除して、今後は「最低賃金の実態に関する調査」の結果により代替可能としているが、これまでと同等の調査精度を担保できるのか」といったところです。これにつきまして、労働基準局の方と色々話をしてみました。最低賃金につきましては、様々な要素を考慮して決定されるものであり、これまで賃金構造基本統計調査で把握した3手当を活用した特別集計結果のみで最低賃金を決定するものではなく、賃金構造基本統計調査を特別集計した結果の資料も、最賃審議の中で特別重視されている資料ではなく、様々なデータの一つだと言われております。

一方で、こちらの調査のサンプルサイズ及び回収率ですが、次の6ページの表のとおりです。平成30年で言いますと、調査対象数が約10万、回収数が4万3,000、回収率42.8%ですので、賃金構造基本統計調査の方で同等のところで見ますと、賃金構造基本統計調査の同等の規模よりも多い数をとっているところもございまして、十分なサンプルサイズは

あると考えております。

また、誤差率です。誤差率までは計算はしていないということでしたので、御了解いただければと思っております。

④?③です。本調査項目の二次利用における利用目的は、どのようになっているかです。最低賃金に関するものかそれ以外のものかですが、こちらの表のとおり、平成29年度5件のうち1件が最低賃金、その他が2件、不明が2件でした。平成30年も最低賃金が1件、その他7件、不明5件です。その他の利用目的としましては、配偶者の有無の代理変数として、家族手当を利用しているといったこと。為替レート変動が、賃金のどの部分に影響を与えるかの分析に利用している。各種手当及び賞与について、企業間賃金格差等の分析に利用している、といったものがございました。

キです。調査票の統合に当たっては、最終学歴の選択肢区分の細分化などに伴い、文字が見づらくなっていることから、幅を広げるなど、報告者にとって見やすくなるよう改善すべきではないかというところです。本日別紙で示しておりますが、若干幅をずらして広げておりますが、できる限り見やすくといった観点で記入不備がないように、隣と重ならないように記載できるようなものを作っていければと考えています。

7ページ、(3)集計事項の変更です。人数の多い職種区分については、区分を細分化して集計することも考えられるのではないかといたるところです。職種集計につきましては、企業規模、性、年齢階級別の集計を行うこととしています。ただし、標本労働者数に応じてクロス次元を下げる必要があると考えております。

更なる細分化となりますと、これに学歴、又は雇用形態別といったクロスが想定されまして、産業別集計の状況から見ますと、賃金構造基本統計調査で大体産業大分類の集計ぐらいが目安ではないかと思っております。サービス業関係の方で大体30万人ぐらいですか。そのぐらいの場合に、学歴又は雇用形態のクロスが可能ではないかと考えています。

一方で、それに該当する職種といいますと、今の賃金構造基本統計調査の調査結果を見ても、システムエンジニア、看護師、また今回追加するところですが一般事務従事者、会計事務従事者、それから賃金構造基本統計調査でとっています販売員、介護職員。このような一部の職種に限られると想定されており、体系的な集計区分の設定と考えると、困難ではないかと思っております。

このような状況を踏まえまして、例えば職業大分類で、学歴別又は雇用形態別のクロス集計を行うことを検討したいと考えております。これは次回部会で、またお示しさせていただきます。この方向性を御議論いただければと思っております。

続いて、一般事務従事者の細分化についてです。こちらにつきまして、前回の御指摘を踏まえ、試験調査の結果を再検討いたしました。その結果として、構成比を見ても、8ページに表を付けておりますが、それなりに人数が記載されている状況はございます。例えば複数の事務を兼ねている場合ですけれども、これは総合事務員に該当するわけです。例えば5～9人のところは非常に高い比率を示しておりますし、1,000人以上に比べてそれ以下のところが大きな比率を示しています。このような状況を考えますと、それなりに記入可能性はあると考えられました。

一方で、アンケート、企業ヒアリングにおきまして、一般事務従事者について、「複数の事務を兼ねている」、「区分が困難」という意見がやはり事実としてございました。例えば複数の事務を兼ねている場合には、総合事務に該当するというのを、調査手引等に明記して、把握していくといった方向を考えております。ですので、一般事務従事者については、試験調査を行いましたこちらの区分で調査をしていくといった御提案させていただきたいと思っております。

続きまして、②です。こちらは推計方法の関係です。新たな復元方法の案1から3における標準誤差率はどのような状況であるかなどです。標準誤差率ですが、一般労働者、短時間労働者それぞれ分散推定方式による誤差率と副標本方式による誤差率を示させていただいております。分散推定方式につきましては、案2の方が少し式が非常に難しいところがありまして、省かせていただいております。

誤差率の状況を分散推定方式で見ますと、案1、案3というところで御議論があったかと思えますけれども、それほど大きくはないと。ほぼ近似している状況と見ていいのではないかと考えております。同様に副標本方式です。これは現在の誤差率の推計方式です。こちらの方で見ましても、案2が少し違う傾向はありますけれども、案1、案3として、やはり同じような数字となっているところです。誤差評価からしても、案1、案3ではその差はないのではないかと考えています。

なお、現在副標本方式で誤差率計算しておりますけれども、今後につきましては、もう順次可能な順番からと考えておりますけれども、分散推定方式の方に順次変更していきたい、可能な時期から変更していきたいと考えております。表によって同じでないと思いますので、若干、計算に時間がかかることがあり、プログラムの関係がございますので、早目に分散推定方式の方に変更していきたいと考えております。

その他の検証結果として、年間賞与、その他特別給与額の計算結果がございます。こちらは資料を別紙3で付けさせていただきます。

続きまして、審査メモの回答別紙12におけるそれぞれの復元方法における変動要因について、どのように分析しているかです。前回の別紙12の中で賃金の動きですが、産業計では0.1%程度ということで御説明させていただいたところですが、一方で産業別に見ますと、それなりに大きなところもあるといった状況がございました。中味につきましては、実際のところそれぞれの中の中分類の状況はどうなのかとか、規模の状況はどうなのかはかなりそれぞれごとに異なる動きをしておりまして、そういった影響から色々な違いが出ていた状況がございました。

ここでございますように、回収率と賃金額の相関につきましては、おおむね都道府県別では負の相関が見られるといったところでございます。都道府県別で言いますと、やはり大きな局、大きな都道府県のところで回収率が悪いというところがございます、そういったところが影響してくると。事業所規模別では正の相関、産業別では正の相関が見られるというところでございます。

そういうことから、都道府県別ウエイトは賃金を上昇させる方向、事業所規模別、産業別のウエイトは賃金を低下させる方向に動く傾向がありまして、これらの強弱によりまし

て、各集計値の賃金変化が決まってくるといったものです。

例えば平成28年の医療、福祉の例について、別紙4の方で示させていただいています。こちらにございますように、医療、福祉につきましては、増減差プラス600円、増減率プラス0.2%といった状況ですが、これにつきましては、産業中分類のところではほぼ話がつく状況となっております。

医療業と保健衛生の方ですが、それぞれ労働者ウエイト、医療業の方が回収率が高いと。保健衛生、社会保険、社会福祉、介護事業の回収率が低いといった状況ですので、新しい復元方法で労働者全体へ戻すということがございまして、医療業の方が労働者ウエイトが下がって、一方の保健衛生等の方が上がるといった状況になっております。

一方で、所定内給与の金額ですが、これも当然この中で動きはありますけれども、賃金水準として医療業が高いといったところがございまして。

すみません。これは事例があまり良くなかったかもしれません。これにつきましては、医療業それぞれごとの違いはございまして、まず労働者ウエイトが医療業が減って保健衛生業が減ると。所定内給与がどちらも上がっている状況がございまして、この上がっている要因です。これを更に分けなければいけませんので。分けて見ていきますと、事業所規模別ウエイトといいますと、やはり下の方へ行きますと、医療業、保健衛生等々ともに、それぞれ小さいところの回収率があまり良くないところがございまして、そちらの方のウエイトが上がって、大規模のウエイトが下がるという傾向がございまして。そういった状況が出ていて、規模別のウエイトを見ますと、それぞれ0.9千円、0.1千円の減少となっております。

一方で、所定内給与額のこの変更ですが、都道府県ごとの回収率の違いが影響してくることが非常に大きく出てきております。やはりそういった影響が出てくると、都道府県別の影響で、それぞれに医療業で2,500円、保健衛生業で1,000円の増加といったところを合わせていきますと、それぞれの影響の中で、最終的に600円の増、0.2%の増とつながっていくところなんです。

特に給与額の影響につきましては、それぞれの中の都道府県別のウエイトの違いが、それぞれまた産業ごとに違った傾向がございまして、そこは非常に細かい複雑なところになりますけれども、影響しているところなんです。

別紙5の方で、産業大分類別の変動要因について示しております。ここで行きますと、例えば〇の教育、学習支援業ですが、この学習支援業の中味が、学校教育とその他の教育学習支援業とで分かれております。学校教育の方が回収率が高いところがありまして、そちらのウエイトが下がると。学校教育の方が現行の賃金で39万4,700円、その他の教育学習支援業が28万5,300円です。このウエイト変化で相対的に学校教育の高い方が低くなる場所が影響して、全体として下がるといった傾向が出ていますところなんです。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

前回から記憶を戻さなくてはいけないので、どういう質問だったかなどというのも確認させていただきながら、進めたいと思います。再審議事項が色々多数に及びまして、内容

も少し複雑になっていますので、1番目の初任給については次回ということですが、2番目の短時間労働者の学歴把握から順番に審議させていただきます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言ください。まず、短時間労働者の学歴把握については、いかがでしょうか。御意見、御質問ありますでしょうか。短時間労働者も一般労働者と同様に学歴把握を行うこととすることに伴い、短時間労働者については、事業所において学歴を把握していない場合も想定して「不詳」という選択肢を設けるといふ御提案になっているかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 短時間労働者の学歴把握というのは、進んだらよろしいなと思っていたことですので、ありがたい変更だと思う反面、「不詳」の選択肢を加えることにより、どのくらい「不詳」の割合が増えるのか、結構難しいバランスの問題なのかなと、特に試験調査も行っていない中で難しい点もあるだろうと考えます。

ただ、今後、いわゆる年功序列型の賃金体系から、より職種を重視するような体系に移っていく可能性もあるのではないかと思います。また、労働時間にかかわらず働くことが、今後の高齢化社会の中で増えていくこともあるだろうと考えれば、この方向は、私はどちらかというとも良い方向ではないかなと思います。前回部会では正社員の短時間労働者のみということでしたよね。今回は全部の短時間労働者に把握対象を広げることですよね。正社員のみということであれば、まず、あまり「不詳」はないということが前回部会では確認されていた訳です。

今回、短時間労働者全体に広げるといふことになったのですが、試験調査で見ると、両方とも回収率は7割ぐらいだということ、あまり変わらない。ただ、「不詳」の選択肢を加えると、安易に「不詳」に流れる人がどのくらい出てくるのか、そこが一番、特に今まで調べてきた一般労働者に対する心配があるということだと理解しております。

それでも、今回やってみようという判断に至られたと理解しており、多少、心配な点はあるかもしれませんが、なるべく「不詳」にしてほしくないということを調査の手引き等に丁寧に記載していくのかなと理解しております。

○白波瀬部会長 質問というより確認ですね、永瀬委員。

○永瀬委員 はい。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 その方向でやりたいと考えております。私どもとしましても、一般労働者の不詳がどれだけ出てくるのか。やはり安易に流れるところをどうやって防ぐかが重要だと思っております。何かはもう少し考えなければいけないところですが、できる限りのことをやりたいと思っておりますが、やはりその影響は覚悟の上でやっていくのだらうと思っております。そういった背景も十分に示しながら、調査結果を公表していくことで対応させていただければと思っております。

○嶋崎委員 よろしいですか。

○白波瀬部会長 どうぞ。

○嶋崎委員 全体の方向としては、それで結構だと思います。

今日のこの資料について、私の理解が付いていけないのは、今回の回答で、以下の結論を得たとして、新たに同規模の試験調査を行っても、「不詳」の検証はできるが、賃金への影響の検証はできないので、今後、新たに試験調査は行わないということでしょうか。これに関する最初の2つの文章の趣旨が理解できなかったので、そこを教えてください。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 申し訳ございません。もう少し明確に記載すればよかったと思っています。試験調査は行わないで、2年調査から不明の項目を設定した上で、一般労働者、短時間労働者ともに調査を行っていきたいと考えております。

○嶋崎委員 分かりました。それでは、この2つの点から、同規模の試験調査は行わないという判断をしたということですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうです、はい。

○嶋崎委員 はい、分かりました。

○白波瀬部会長 少し文章を分かりやすくしましょうか。今回はそういう意味で、調査実施者の方から、せめぎ合いと言いますか、いろいろ検討して、こういう結論に至ったものと理解しています。ただ、試験調査を行えば、それで一般化される結果が得られるかどうかについては、私は個人的には難しいところもあると考えているのですが、そういう意味では、これまでの意見と、現在、日本が抱える様々な潜在化している社会問題に対して明らかにしていくという意味で、一つの御英断だと私は解釈したのですが、文書だけ修正していただければと思います。

○嶋崎委員 そこを加えていただいた方が良いと思います。

○白波瀬部会長 はい。あとは永瀬委員の御発言もありましたように、厳密には、時系列的な比較は難しいかもしれませんが、少し丁寧に御検討というか、結果を見ていただいて、今後もより良い形で進めて行けるように、よろしく願いいたします。

この点につきましては、承認させていただいてもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次に、労働者の職種区分の見直しにつきまして御説明いただきましたが、御意見、御質問のある方は、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

この点、確か、永瀬委員から御意見があったと思うのですがけれども。

○永瀬委員 多分、7ページに対応する部分だと思います。今回、一般事務従事者というものを細かく分けてくださったことについて、私は本当にありがたい英断だと思って、感謝しております。というのは、やはり、女性の事務というものが、本当に勤続年数と企業規模だけでしか今まで把握されていなかったものが、もう少し職種と学歴、あるいは職種と学歴と経験年数で新たな結果表が出てくるというのは、非常に重要な点と考えているためです。

ただ、なるべく分かりやすい説明は付けていただきたいと思います。例えば、電話対応事務員というのは、コールセンターの方たちがここに入るのかとか、あるいは、少し分かりにくい日本語もあるので、どういうものがどこに入るのかについて明確にいただいた

上で、この集計結果が発表されるとすれば、私はすごく大きな重要な点が明らかになると期待しております。

集計についても、学歴別、職種別の集計をこれから考えてくださるというのも、特に性別、学歴別、経験年数別とかですね、そういう集計結果が出てくるというのも、これまで単に産業別、勤続年別、企業規模別の賃金というものが表章されてきたのに対して、職種別の集計結果が出てくることによって、明らかになる点が色々あるのではないかと考えております。ですので、よろしく御検討を進めていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 何かありますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 集計につきましては、1週間と少しでしたのでなかなか進められなかったのですが、もう少し検討を深めて、次回お示ししたいと思っております。

○白波瀬部会長 でも、職種大分類別集計が基礎集計ということですからね。このところで基本的には作表したいという御提案だと私は理解したのですが。

嶋崎委員、よろしいですか。

○嶋崎委員 今日、明確な対応表を出していただきましたので、結果の公表に当たっても、これはかなり使い勝手が良い資料だと思いますので、これも活用して公表していただきたいと思えます。

○白波瀬部会長 はい。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 いずれにつきましても、今回の変更の概要は、できるだけ分かりやすい形でお示しできるようにしたいと思っております。

○白波瀬部会長 対応表をありがとうございました。これは、現行の職種区分から見て作成しているのですよね。ですから、逆に言えば、職業大分類とか小分類そのものから見ると、抜け落ちているものもありましたよね。違いましたでしょうか。つまり、現行の職種分類から見て、新しい職種分類はどうなっているのか。また、新しい職種分類から見て、現行の職種分類はどうなっているのか、どちらから見るかによって対象が違うのです。申し上げている意味が分かりますか。分かりにくいでしょうか。

ですから、それが混乱しないようにというのが一番難しいかなと思っております。つまり、新しい職種分類はこうですよと、これに旧職業分類がどう付いていますかという説明と、昔の職業分類が新しい職業分類ではどこに入りますかという分類は、必ずしも同一ではないので、そこが混乱するかなという印象を受けました。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 分かりました。これは、新しい分類から見て、古い、現行のものがどうかとやっていますけれども、現行職種はどうなるかという移り方なので、前回も大きな表の中で矢印を付けさせていただいていますので、その矢印をまとめた形のもをもう一つ作ればということだと理解しております。

○白波瀬部会長 基本的に、現行の職種区分から見ていただいたら良いと思えます。そうでないと、バックワードで、あっち行ったり、こっち行ったりして分かりにくいので、どう説明されるかは、ウェブ上で、ユーザーにとってどうかということで、多分、現行の職

種分類からのものは必要かもしれないのですが、今回の審議では、新しい職種分類について、それが旧職業分類ではどうかというところで説明を進められるので、私はよろしいと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そういった表も作りたと思っています。例えばこの表で言いますと、現行の106のところでは化学技術者とありまして、右の方で202、化学分析者というのが一部と記載しております。

○白波瀬部会長 一部になっています。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 その下の方に、他に分類される技術者、ここにも化学分析員とありますけれども、このように分かれているところを、化学分析員の方から見て分かるような形で作るとだと思っております。

○嶋崎委員 両方向からの2つ対応表が公表されると良いと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。

○嶋崎委員 それが分かりやすいと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 両方向、考えたいと思っております。

○白波瀬部会長 よろしく願いいたします。

○永瀬委員 質問ですけれども、大体、全部の結果数値について男女別に公表されると思っております。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 こちらにつきましても、サンプルサイズの問題が出てくると思っております。サンプルサイズ的に性別が出せるものについては、性別に出していく個々の判断をしたいと思っております。ただ、やはりクロスを深めた場合の表ということで、基本的にこの職種が幾らかというところは、男女別までやりたいと考えております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。今の永瀬委員の御発言は、集計の方ですね。

○永瀬委員 はい。

○白波瀬部会長 職業分類の審議をしていたので。今の御発言は集計のことですね。了解です。

それでは、そういう形でよろしく願いいたします。この点についても、基本的に、御了承いただいたものとして進めさせていただきます。

次です。労働者の通勤手当等3手当の削除につきまして、御説明いただきましたけれども、御意見、御質問、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

これについても、永瀬委員から御意見があったかと思うのですが、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 北村委員が、特に色々おっしゃっていたかもしれませんが。

私が伺ったのは、特別集計がどういう内容のものだったのかを確か伺ったと思っております。それで最賃関係があまり多くないという結果を今回いただいたということですね。あと、家族手当については、「妻がいるかどうか」の代理変数として利用されているということを今回教えていただきました。

○白波瀬部会長 それでは、少し元に戻って削除についてということで、この説明につきまして、いかがでしょうか。

○嶋崎委員 申し訳ありません。労働者に対して、支給していない場合は0を記載することがなかったのも、未記入と判別が付かなかったということなのですか。この記入率というのは、イコール支給率と考えて良いのですか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 実際に支給されているか、されていないかの判別はつきませんでした。ですので、記入されているものということで、記入者の方で支給しているけれども記入しなかったという場合については、支給がないのと未記入が同じ扱いとなっております。

○嶋崎委員 その構造からして、そもそも難しい項目になっていたということですよ、そうしますと。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 ほかの調査でいきますと、通勤手当を支給している企業の割合はとれたりするのですけれども、この調査の中では、性善説に立てば記入率が支給率となるのですけれども、そこは難しいところかと思っています。

○白波瀬部会長 恐らく、ここでの手当というのは、調査票を御参照いただいたら分かると思うのですけれども、小規模の事業所に限っているということで、かなり条件付きであることが回答を煩雑にしているということと、回答を煩雑にしているのも、回答方法を良くするという考え方もなきにしもあらずなのですけれども、今までの実態から考えますと、今も御説明あったように、未記入率を未支給率と言って良いのかから始まって、そこがかなりブラックボックス化しているところがあるので、こういう形では正確性の高い情報を得るのはかなり難しいのではないかとということで、一般統計調査の話があると思うのですけれども。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 最低賃金に関します調査でございますが、「最低賃金の実態に関する調査」がございます。この調査自体が、調査票に記載した、小さい規模の産業を調査対象にする調査ですので、そこに対してしっかり調査をしていく方向で実施しています。ですので、そちらの方がむしろ把握しやすいのではないかとこの考え方もあるのではないかと、とは思っております。

○白波瀬部会長 その辺りの説明を私は確認したかったのですけれども、ここで対象としている規模の事業所をターゲットに置いて、10万くらいの事業所を対象に調査しているということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい、そうです。

○白波瀬部会長 ただ、すごく気になるのは、回収率です。5割を切っている回収率をもって、どういう解釈をするか。それについての歪みと言いますか、標本データの歪みとか、一般統計調査ということもあるのですけれども、繰り返しになりますが、今まで出してきた数値が極めて現実を反映させていた正確な値かどうかについては、実態を見た場合には、難しいところもあるのではないかと思います。

それはさておき、繰り返しですけれども、一般統計調査ということで、どんどん回収率が下がっていますよね。記入の正確さ云々も考えたりしますと、代替にはならないような気もするのですけれども、その辺りは、どのようにお考えですか。

回収率がこれだけ低かったら、サンプルサイズをいくら大きくしても同じと言いますか、偏りがあるところで回収していたら結局同じですので、その辺りはあまり回答にはなっていない気がします。何かお考えがありますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 基本的に、最低賃金の把握のためにやっているといったところで、最低賃金に関する実態調査もそうですし、賃金構造基本統計調査のこれまで3手当をとっていたのも同じことです。ただ、どちらも、特に賃金構造基本統計調査の方につきましては、最低賃金の審議の中の色々な資料を作っている、その中の一つの指標として使っているところですね。それらを踏まえまして、基本的には「最低賃金に関する基礎調査」の方で全体の数字を見ていきたいという判断をしたところ です。

今御指摘いただきましたことにつきましては、労働基準局の調査部局にもしっかり伝えて、そういったところを改善していくべきじゃないかという意見だと思いますので、伝えたいとは思っております。

○白波瀬部会長 やはり最低賃金に関することですので、かなり注目度も高く重要だと思うのですが、実際に、この調査項目の結果について、どのような具体的な利用があるのかを知りたいです。もし、利用していたら、削除することにより、それができなくなるということなので、できなくなったときの影響として、一般統計調査で代替したら良いという訳にはいかないかもしれないので、もう少し一般統計調査との件については、丁寧に整理してくださいというのが今の趣旨なのですが、その手前の本調査のところで、最低賃金関連で、この3つの手当については、具体的にどのような利用があったのか分かりませんか。

削除しても、あまり支障がないということであれば、この枠組みの中で3手当の結果については、もう公表しないということになるかと思うのですけれど、そこの正当性といえますか、これで大丈夫だという説明がほしいのです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これまでも重複感があったというところかなと思っています。賃金構造基本統計調査の方でもこういう形で把握していました。一方で、「最低賃金に関する基礎調査」の方でも調査していましたと。実態で、それぞれのところでのものがあったというところですね。それと、やはり最低賃金の方の作業の関係といったところも色々検討した結果として、「最低賃金に関する基礎調査」の方でまとめていこうというのが、労働基準局の方から出てきたのです。

これまで作成し、使っていたものにつきましては、前回の部会で「未満率とか影響率を算定している」といったところでお示しさせていただいたのですけれども、これにつきましても最低賃金に関する基礎調査の方で計算ができます。そういったところを踏まえ、今回につきましては、賃金構造基本統計調査を使わずに最低賃金に関する基礎調査でやっていくと結論を出したということです。

○白波瀬部会長 重複感ということであれば、具体的に、その事実を出していただけますか。賃金構造基本統計調査のこの表については、最低賃金に関する実態調査のこの表で同じように集計していますという、重複感を裏付けるだけのバックデータがあると良いと思います。基本的には、一般統計調査である最低賃金に関する実態調査で把握しているので、賃金構造基本統計調査からは削除したいという材料がほしいのですけれども、次回の部会までに作成していただけますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 持ち帰って、作らせていただきます。

○白波瀬部会長 あとは、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 細かい点で1つだけ質問です。4ページの今回新たに計算してくださった表なのですけれども、3手当の調査対象となる労働者割合が大体4人に1人だということですが、これは製造業の99人以下とか29人以下とかいうもので計算すると、大体4人に1人という意味だと理解してよいのですね。

その次に、記入率が、通勤手当についても6割というのは、かなり低いのですけれども、注に「常用労働者を10人以上雇用する民営事業所における常用労働者（短時間労働者を含む）数値」とあるので、これはいわゆるパートやアルバイトなども含んで見ると、通勤手当を支給されている人たちが6割であるという理解でよろしいのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうです。

○永瀬委員 更に、精皆勤手当や家族手当となると、基本的に、今までの日本では正社員の男性に支給されていた。精皆勤手当はそうではないかもしれませんが、家族手当は主にそうだったと思うのですが、これは分母が様々な労働者、パートやアルバイトの方も全部含んでいるのを見ますとこうだという理解でよろしいのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうなります。

○永瀬委員 この記入率というのが、何か微妙な、理解が少し難しい感じもしますけれども、そういうものとして表示してくださったということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 このまとめ方なのですけれども、最低賃金の方の関係の視点からまとめたというところもございまして、そこに関しては、一般、短時間関係なくですので、そういった関係で、このような形でまとめさせていただきます。

○永瀬委員 対象になる方たちは、パートとかアルバイトの方たちの賃金が一番関係するので、そういう意味で、こうまとめられたという理解ですね。分かりました。

○白波瀬部会長 多分、そこが一番重要なポイントですね。ここは最低賃金のためということよりも、もう少し全体の賃金構造の把握という位置付けで実施している調査であるということです。同じ質問項目にしても、ある程度ねじれがあると云いますか、この項目については、最低賃金のデータを目指したものというのが、そこに何か全体構造のところに唐突に入っているという、ある意味で、ねじれのある調査構造になっていたということですね。

ですから、多分、そこでおっしゃるのが、やはり非常に重要なポイントだと思うのです

ね。そもそも論から見直すと、「実はこういうことでした」ということで、非常に重要なのですけれども、ただ削除しましたというよりも、構造的に絡めて、そういう実態を把握するには、全体の中の一部ということであるため、非常に把握の仕方としては難しいということだと思います。

最低賃金については、別途、一般統計調査で把握しているという2段階ぐらいの説明でないと、単純に横並び的に、「別調査で実施しているので代替できます」のように言ってしまうと、結構、指摘すべき点が少なくないので、説明の仕方だと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 おそらく今後、最低賃金の審議が一般統計の方で十分できるのかがポイントかと思っておりますので、そういった観点で整理させていただきたいと思っています。

○白波瀬部会長 そうですね。是非そのような観点で、よろしくお願いいたします。

それでは、これは追加的な御説明についても、課題があるかと思いますが、いかがでしょうか。削除の方向ということで、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 前回の部会で一番反対されていたのは、北村委員だったと思います。

○白波瀬部会長 本日いらっしゃらない委員を御配慮していただくよりも、ここでの議論として、どう整理するかということです。

○永瀬委員 今まで、この項目については、公表はされて来ていない訳ですよ。最低賃金に関する検討の資料としてだけで使われていたということで、調査票の中の項目としては、報告書の中で公表されていないデータな訳ですよ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 賃金構造基本統計調査では、公表・集計ともにしておりませんでした。

○永瀬委員 ですので、私としては了承です。

○白波瀬部会長 本日、御欠席の委員については、今回の議事録を含めて、本日の状況について御説明することになりますので、その説明後、また、8月30日の部会の際に再議論もあるかもしれませんが、この場での議論の状況ということで確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。調査票の統合に伴う調査票の改善について御説明いただきましたけれども、御意見、御質問のある方は、発言をお願いいたします。

これについては、嶋崎委員。

○嶋崎委員 私の方から要望を出しました。特に学歴のところは見やすくなっていると思いますけれども、先ほどの「不詳」の選択肢がこれに更に加わるということで理解してよろしいのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうなりますので、スペース的にまた工夫をさせていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 そうですね。変わってきましたのでね。

○嶋崎委員 そうですね。このぐらいであれば何とか丸を付けられるかなと思うところですが、「不詳」の選択肢の追加についても、もう一工夫お願いいたします。

○白波瀬部会長 永瀬委員はいかがですか。

○永瀬委員 2ページ目は、ここが全部アスタリスクが一番上に付くということになるの
でしたよね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうですね。基本的にキーコ
ードとかは当然プレプリントが入りますけれども、不要なところについてはアスタリスク
を入れて、記入しなくていいことが分かるようにしたいと思っています。

○白波瀬部会長 全部ではなくても。

○永瀬委員 全体に記入しやすさというのは、とても大事だと思いますので、よろしくお
願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、4点目について、集計事項の変更につきまして、先ほど既に言及がありまし
たけれども、何か御質問、御意見ありますでしょうか。このような形で進めてよろしいで
すか。

○嶋崎委員 次回までに具体的に例示いただくという調査実施者からの言及があったとこ
ろですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 職業大分類前提で考えており
ますけれども、更に学歴とか雇用形態とかのクロス関係を検討し、お示しさせていただき
たいと思っています。

○白波瀬部会長 今の御質問は、要するに、そういった細分化も必要という御意見という
ことで、資料を示して欲しいということですか。

○嶋崎委員 その提示を受けて、また検討ということではよろしいのではないかと思います。

○永瀬委員 調査票を集める前の段階では、集計可能かどうか、なかなか言いにくいとい
うことは分かるのですが、例えば、女性の賃金で言うと、大体、高校卒はほぼ年齢
に関わらず動きは横ばいなのですよね。あまりほとんど差がないようなものが結構あった
と思うのですが、もう少し職種別とか出てくると、色々な意味で、新しい視点のある
賃金統計になると思いますので、ある程度データが揃って見ないと、サンプルサイズと
色々な問題があると思いますので、事前には分かりにくいところはあると思いますけれ
ども、最終的に良い統計になるように、よろしく願いしたいと思います。

○白波瀬部会長 多分、もう少し具体的に、これとこれのクロス表と言わないと、作業さ
れる方は、どのような集計表を作成したら良いのか分からないと思うのですね。

あともう一点は、やはりかなり細分化すると、ゼロのセルが多数出てしまうこともあり
ますし、最も基本的な集計表ということで、集計事項についても、昔からあるものが全部
積み上がっているというのは、基本的にはあまり良くないので、その方向からの視点も1
つあります。

ですから、やはり明確な視点と、必要性があれば、もちろん追加してもらえし、この
表は必要ないのではありませんかということも、同時に必要だと思うのですね。過去から
作成している集計表については、必ずしも継続して同じものを出さなければいけないとい
うこともありませんので。

ですので、新しい集計表を作るのであれば、どちらかという、削除する集計表も同様

にあるぐらいの覚悟で検討していただいた方が良いような気もするのですが、今、永瀬委員がおっしゃったように、もう少し明確に、これとこれの集計をするという、具体的なものを明らかにしていただく必要があるかと思います。

○永瀬委員 例えば、経験年数と一般事務職との関係だと、事業規模で見ても良いかもしれませんが。事務職の中の色々な種類別にですね。産業別に分けて、かつ職種別に分けるとすごくサンプルサイズが小さくなってしまいますので、それは全部一緒にして職種別で良いと思うのですが、事務職が非常に大き分類になっていたところを今回細かくされる訳ですので、そこで事務職の中でも、年齢によらず、経験年数によって賃金が上昇しているかどうかは、一旦離職して再就職することが多い女性の賃金構造には、非常に重要な情報だと思います。どういう職種で経験年数による賃金上昇が年齢に関わらずあるのかは、とても重要な情報だと私は思っております。

ですので、そのような集計が可能かを検討いただければと思います。

○白波瀬部会長 研究レベルでは、確かにその通りだと思いますけれども、公的統計として、どの辺りまで、要するに基本集計として作成していくことにするかは、色々難しいところはあると思うのです。ですから、どこに着地点を置くかということですね。年齢ではなくて経験年数で置き換えよということでしょうか。

○永瀬委員 年齢階級別でも結構ですけど、年齢階級別、経験年数別にすると、非常にセルが小さくなってしまいますので。

○白波瀬部会長 そうですね、あと重複した表もありますし。

○永瀬委員 はい。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 経験年数別の集計は、今もあり、これからもやる予定ですので、それに学歴をかけるかどうかのお話と思っています。ですから、細かい分類でそういったところを集計したり、ほかのところのクロス集計をやめるべきだとか、例えば大分類ベースで細かく全部とりましょうという考え方など、色々あると思っています。その辺についてどういった方向が最善かというところに行きますと、そういったところの議論がなかなか進んでいない事実がございまして、今御意見いただいたところなのです。

ですので、現段階でどこまでやるかについては、調査実施者の立場として取りあえず今回検討させていただいて、次回御提案と思っています。

○白波瀬部会長 そうですね。この形だと、期待値が大きくなればなるほど、後で面倒になるので、この辺りまではということを確認しておくというのは良いと思うのですよね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 ですので、イメージが違ったとしたら、また御意見いただければと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。申し訳ないけれども、そこは我慢してもらわなければいけないということもあると思うのですが、少し検討していただいて、議論させていただくということよろしいですか。

○永瀬委員 はい、結構です。海外の統計なども見ていただいて。海外では、結構、職種別の統計もありますので、御検討いただければと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。

○永瀬委員 この3つの変数でずっと全ての統計表とされてきて、それが一般労働者と、そのほか短時間労働者としているのは、すごく一律に、フラットな感じに捉えてきました。今回、職種別を新たに入れることで、まだ日本ではそれほど職種による展開がない可能性も高いですけども、しかし、そちらの方向も重要だという政策的メッセージと想ったりもしますので、そこの部分で、どういう集計にするかは、何か私も御相談に乗れるところがあつたらと思います。

それと、IT技術者とかも、かなり興味深い点だろうと思います。女性の事務職の中の細分化のほかに、IT技術者の辺りですかね。

○白波瀬部会長 そうですね。そこのところは少し検討させていただいて、どこまで期待に沿えるかというのは分からないのですけれども、繰り返しですが、職種という新しい変数が入りますから、日本標準職業分類大分類ベースのところでは押さえていただく。更に細かいところにつきましては、少し御検討いただいて、この辺りの表をという案を調査実施者から出していただくことでいかがでしょうか。調査実施者は、一応、案を出していただけますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 出させていただきます。

○白波瀬部会長 はい、そうしてください。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 ただ、体系的な形になるよう踏まえて作りたと思います。

○白波瀬部会長 そうですね。ですから、今までのものもあるので、そのバランス感覚もありますから、急に色々なもの、海外と一緒にものには多分ならないと思うので、そこはバランスで考えさせていただいて、対応することとしましょう。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。具体的には次回の部会ということですけども、方向性については、このような形でよろしいですか。

御了解いただいたということで、よろしいでしょうか。

復元方法の説明についてなのでですけども、分散推定方式に移行していくということだったと思うのですけれども、何でこれを適当とされるのかが、やはり最後まで理解できませんでした。つまり、これとこれはプラスとマイナスだから、結果として全て0になりますといった何か大切なポイントが伝わりにくかったのですけれども、いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 誤差計算につきましては、分散推定方式、あと副標本方向式、両方あるところです。ただ、統計学的に厳密にやっていることとすると、分散推定方式の方がいいと思っています。副標本方式というのは簡易的なやり方。簡易的といっても、統計技術的にはしっかりしたものではございますので、そういったことを踏まえて、今現在副標本方式でやっているのですけれども、今後については分散推定方式の方で誤差率を計算していきたいと考えているのが一つです。

説明しなかったのですけれども、現在の賃金構造基本統計調査の標本設計ですけども、こちらで使っているいわゆる誤差の使い方とか分散の考え方は分散推定方式を使っており

ますので、そちらとも整合的になるところもあります。

もう一つ、前回の本来的な御指摘というのが、誤差率について、案1、案2、案3の中で案1か案3かという話になった中で、どのくらいの違いがあるのかという御指摘だったかと思っております。それについての答えとして、ここに示させていただいている表のとおり、それぞれについて差はないと私どもとしては評価をしているところをお示ししています。

○白波瀬部会長 結論としては、基本的に、案1ということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい、案1で行くと。

○白波瀬部会長 だけど、将来的には、分散推定の方に移行するということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 議論が2つになってしまっていて、すみません。まず、誤差計算のやり方については、別の話ということです。

いわゆる復元方法につきましては、前回お示しさせていただいた内容で、案1というのが基本的に回収率の逆数を掛けて、事業所を元へ戻すというやり方です。案2というのが、常用労働者に戻すというやり方。案3というのが、案1から派生したようなものなのですが、やはりそれぞれの層の中で回収状況に違いが出る場合があると言われます。特に規模が大きいところ、例えばセルの中でも100~499人という規模。

○白波瀬部会長 ありますね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 あったとしたら、やはり100人の方が回収率がいいのではないかとすることがあります。そこが何か変な影響をしないかを対処するための方法が、案3だったのですね。

その中で、案1、案3は、基本的に事業所については母集団情報に戻すのですが、事業所の中の調査労働者数についての時点変化には対応しているといった利点があります。案2については、元の母集団に戻してしまいますので、時点変化に対応していないので、そういった観点からすると、案1、案3の方がいいであろう考えています。

ただ、案3につきまして結構複雑なやり方をしておりますので、案1と案3で結果にそれほど相違がないのであれば、案3を積極的に採用するまでもなく、案1の方がいいのではないかと。また、案1につきましては、ほかの事業所系調査でも採用されている方法でもあります。

そういったわけで案1を採用したいと、御説明させていただきました。

そこで、結果数値についての差は前回お示しさせていただいたとおりで、おおむね同じ状況であろうといったところです。そこで、もう一つ「誤差率はどんな状況でしょうか」という御指摘がございましたので、それが今日お示しした資料です。

その誤差率の計算方法というのが、いわゆる分散推定方式と、副標本方式という2種類ありますということです。その2種類について見た結果がそれぞれこの表、というのが、今回お示しした答えになります。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。分かりました。

本調査について、色々な修正等がありますが、現時点では、色々な負荷も含めて、それほど大きな違いはないので、とりあえず、この時点では、推計方法としては、案1のとおり

りにしたいということなのですからけれども、これでよしとしないで、色々精緻化していただく作業は継続していただきたいと思います。適宜、専門家を交えた研究会を開催して検討していただいた方が良いのではないかと思いますので、いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 取りあえず今回の方向性と結論としては、一定の結論として、案1の方法を採用するという方向の上で、更に今後どうしていくかを引き続き検討すべきというお話でしょうか。

○白波瀬部会長 そういことです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 分かりました。

○白波瀬部会長 永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 あと、この9ページの①の回答が、ほとんど理解できないのですが。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 すみません。

○永瀬委員 これは、ホームページに載るのですよね。これを読んで、何かおおむね負の相関、おおむね正の相関という、先ほど口頭でおっしゃったことで、例えば、賃金が全体的に高い大都市圏を抱える都道府県では回収率が低かったのも、そこを修正すると、賃金が全般的に高いので、そのウエイトを上げると、賃金上がる方向だけれども、企業規模別に見ると、中小企業の回収率が低いので、そこを回収があったとみなして、そのウエイトを上げると、賃金は下がる方向であるとか、そういうことをもう少し分かりやすく記載していただかないと、最初見て何が記載してあるのか、よく理解できませんでした。色々説明を伺いながら、ようやく少し分かったので、もう少し分かりやすくしていただきたいというのが1点目です。

もう一点なのですからけれども、別紙5を見ますと、平成26年ですと、差は300円ぐらいなのですが、平成27年ですと、現行と新復元方法での差が、これだと5,000円ぐらいでしょうか、5,700円ぐらいですかね。そして、平成28年ですと、これは1,000円ぐらいですか。多分、マスコミ的には、こういう幾ら違ったかという点に結構関心を持つ方が多いのではないかと思います。先ほど、例えば、「教育、学習支援業」については、学校教育に関わっている方とその他の学習支援業の間では、非常に大きな賃金差があるけれども、その回収率が後者が低いということを考慮して復元した結果、学習支援業では、非常に大きな平均賃金の下落のような数字になっていますけれども、きちんと説明しないと、何かまた変な話になると大変かなという気がするので、説明を丁寧にすることが重要なのではないかなと考えます。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 よろしいですか。

○白波瀬部会長 はい。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これは非常に難しいところがありまして、こういう分類をくくればくくるほど今のような問題が輻輳的に発生してしまうわけですね。

ですので、一番細かいところ、いわゆる抽出層ベースでの話がまずスタートになって、そこについては数字が動かないわけですね。そのあとウエイトがどう動いていくかという話なので、例えばこれを産業大規模別、企業規模別にやったとしても、そのセルの数

ごとにそれぞれ状況が全て違うわけですが。パターン化はできると思うのですがけれども、状況としては全て異なりますし、全てについて示していくのは難しいのだろうなと思っています。

ただ、一般的にこのような形の要因がありますといった説明は、何らかの形であるのかなと一方では思っています。

○永瀬委員 その点も含めて、この①の回答は、もう少し丁寧に、よろしくをお願いします。

○白波瀬部会長 もう少し分かりやすく。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 なぜこういう変化が起きているかについて、しっかり示させていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 そういうことになりますと、カテゴリーにしてしまうということになって、この集計のところ、大きなカテゴリーはどうするのかという話になってしまったりもしますので、その辺りは、しっかり区別して説明しないといけないと思うのですね。今おっしゃったように、もう少し細かいところでは、あまり変動がないと言いますか、きちんと復元できているのだけれども、複数のカテゴリーに行くと、色々な動きが出てきて、それが差として出てくるのだという説明になってくると思うのですよね。

そうすると、もう一つの方向性としては、職業分類とかで標準化されたものに合わせようということで、まとめ上げることの問題性も出てきたりしますので、そこはやはり説明ですね。混乱しないようにしませんと。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これにつきましては、なぜこういう方向性で動いたかについては、例えばここには記載されていませんけれども、おそらく都道府県別に見ると、ほとんどが賃金が下がる傾向になっています。一方で賃金の増減は、全体としては0.1%程度で収まっている。結局それはなぜかという、それは東京のウエイトが大きくなったからです。

○白波瀬部会長 大きいからということですよ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 東京はやはり回収率が悪いので、そこが影響しています。そういったところ、例えば都道府県別で見たらこういう傾向があります、規模別ではこういう傾向がありますといったところが、まず一番なのだろうなと思っています。

いずれにいたしましても、回収率が今70%台という状況がありますので、やはり回収率が悪いところの影響が出てきているところを是正する目的なので、これについては、方向性としては今回の方向でやってくべきだと思っておりますし、その結果として出た数字として、この断層をこのような形で分析することで、ある程度まで示させていただければと考えています。

○白波瀬部会長 分かりました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

総合的に考えますと、北村委員がいらっしゃったら違ったかもしれませんが、やはりこれだけ色々な変更がある中で、推計方法もまた変えるということになりますと、ここで議論していても混乱してしまうぐらいですので、一般ユーザーを混乱におとしめるよう

なことをするのは、やはりあまり良いと思いません。ですので、1つ1つということ。

繰り返しになりますけれども、質を上げるためには、一応、この時点での結論としては、案1にしたとしても、引き続き御検討は進めていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。丁寧な説明ということで、何度も永瀬委員からも御指摘がありましたけれども、どうかよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上のような形で、基本的には御説明を承ったということで、このように整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、資料2-1の審査メモに沿って、残された論点についての審議に入ります。

それでは、審査メモ15ページの「(2) 調査方法の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ15ページの「(2) 調査方法の変更」について説明いたします。

本調査におきましては、調査対象事業所が広範囲に点在するなど、調査の実情を踏まえ、令和元年調査からは、調査結果の精度確保や調査の効率的実施の観点から、厚生労働省が全ての報告者に調査票を郵送し、都道府県労働局等を経由して郵送回収する方法を原則としつつ、必要に応じまして、統計調査員又は都道府県労働局等の職員が督促・回収を行うとともに、希望する企業については、企業本社等において、全ての調査対象事業所に係る調査票を作成・提出することを可能とする一括調査方式を導入するなどの変更を行ったところです。

しかしながら、本調査につきましては、第Ⅲ期基本計画及び前回の答申におきまして、今回御審議いただいております令和2年調査までに、調査の効率化に向けた調査方法の見直しやオンライン調査の導入に合わせて、事業所内の全労働者を調査することなどについて検討を求められております。

こうした状況を踏まえ、本件申請では、まず、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査の全面導入。一括調査でのみ可能としていた電子媒体による調査票提出の全面導入、一括調査における調査票の配布・回収及び審査業務に加え、一括調査以外でのオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会等の業務における民間事業者の活用、最後に、報告者が希望する場合における事業所内の全労働者を対象とした調査の導入などを行う計画です。

これらにつきましては、報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、おおむね適当であると考えられますが、オンライン調査の円滑な導入実施やオンライン回答率向上に向けた具体的な取組状況、民間事業者に対する適切な業務の進捗管理や秘密保護の確保状況など、10個の論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 資料2-2、25ページになります。調査方法の変更です。

論点の1点目です。回収率の推移の状況ですが、こちらにあるとおり、平成30年度72.4%という状況です。

論点の2番目です。今年の調査から導入した一括調査の実施状況です。調査対象事業所数は、全事業所数で7万8,482ですが、このうち一括調査の対象となった企業数は661、調査対象事業所数で言いますと5,041になっております。また、電子媒体により調査票の提出を希望した企業は114ということで、一括調査企業の6分の1といった状況です。

3番目、今年の調査の実施状況です。7月から実査を始めたところでして、まさしく今実施しております。また、督促とかの真っ盛りといった状況です。調査開始前につきましては、答申を受けた時期から調査開始までの期間が短かったこともございまして、一括企業の募集期間を十分に設けることができませんでした。また、準備の事務処理を短期間で集中的に行う必要があり、所々混乱はあったといった状況です。また、オンタイムで管理・共有するシステムについてです。調査実施前の運用テストにつきましても特段の支障なく、実際の運用に移行しています。

調査開始以降の状況です。こちらの方はあまり記載されていないところですが、宛先不明事業所への対応、また調査不能事業所の代替選定といったところで、7月初め、厚生労働省本省より今年から郵送発送していますけれども、少し準備が整っていなかったところがありまして、やや混乱が生じたところですが、厚生労働省内での協力体制を踏まえ、現状では落ちついた状況になっています。

回収率の状況です。7月23日現在で19.2%という状況となっております。これから督促として「いつまでに出してください」と、1万1,000事業所、14.4%に対してリマインドしている状況です。このようなところも踏まえまして、できるだけ高い回収率を達成できるようにしたいと考えております。

また令和2年度調査につきましては、今回出てきた課題、例えば発送時点の混乱といったところや、都道府県労働局から今年の状況についてしっかりとヒアリングなどを行い、更なる改善を行っていきたいと考えています。

論点の4番目です。令和2年の一括調査についてです。対象範囲、手続ともに令和元年の調査と同様に実施する予定です。しかしながら、今年の調査につきましては、先ほど説明いたしましたが、募集期間について短い期間となってしまいましたので、より長い募集期間を設けるとしていききたいと思っております。また、一括調査について広報誌を用いて広く周知し、一括調査を活用する企業の拡大に努めていきたいと考えております。

論点5番目、オンライン調査の実施計画についてです。本調査につきましては、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用して実施する予定です。全調査対象事業所に対し、調査開始時点でIDとパスワードを付与して、報告者は特段の手続なくオンラインのサイトに入って回答を可能とする予定です。また、オンライン調査システムに搭載します電子調査票ですが、調査項目の入力内容漏れチェックや回答不要な項目への入

力抑制機能を搭載し、報告者の利便性にも配慮したものとしたいと考えております。

論点の6点目です。オンライン調査の目標回答率、円滑な導入、オンライン率の向上のための取組についてです。令和2年調査におきますオンライン回答率10%を目標としております。また、電子調査票として取り組むデータのデータ仕様を開示することによって、民間ソフトウェア会社が開発している人事・労務ソフトウェアに対しまして、調査票様式に沿った形でのデータ出力機能を備えるよう勧奨を行うなど、オンライン調査の円滑な導入やオンライン回答率の向上に向けた取組を行う予定です。また、各種広報に努めまして、オンライン調査という、オンラインの特性も踏まえまして、例えば経営者団体のメルマガへの広報依頼も積極的に行っていきたいと考えています。

オンライン調査は、今回回答率目標を10%としておりますけれども、初年度でもありますのでこの数字としておりますが、事業所系の先行している調査で、今30%程度といった状況です。それと、今年の一括調査で電子媒体を希望した事業所は、大企業中心ですけれども、全体の6分の1程度といったところを踏まえまして、初年度目標10%と設定しています。

論点の7番目です。試験調査の回収率等です。27ページの上の表のとおりで、有効回答率60.5%という状況です。平成29年賃金構造基本統計調査本体調査の有効回答率は、調査対象計で72.6%ですが、試験調査の方は、この表にありますように産業ごとにそれぞれ300ずつとか企業規模別に見ても小さいところに重点を置いたということがございまして、ウエイトが少し違うところがございます。このウエイトに本体調査の方を合わせますと、72.6が67.1%といった状況となり試験調査の60.5%とは6.6ポイントの差があります。

この下の表ですが、こちらが調査事項ごとの記入率です。短時間労働者の最終学歴以外につきましては、おおむね90%半ば以上の記入率がありました。

続いて試験調査の結果を踏まえた今後の方策に関してです。試験調査では、提出期日前の督促が最終的には回答率の向上及び審査・疑義照会期間の確保につながったと考えております。そこで、本体調査につきましても、今年の調査から提出期日前に報告者に対するリマインドの連絡をしっかりとやっていくと。都道府県労働局によっては実施しているところもございすけれども、督促をやっていく方針を示して、提出を促す取組を行っていくこととしております。

民間事業者の活用範囲の拡大についてです。今年の調査から導入しました一括調査、それから来年2年調査から導入を予定しておりますオンライン調査ですが、こちらについては都道府県労働局を経由する調査系統になじみづらいものと考えております。そのため今回の変更では、この部分などにつきまして審査などの業務を民間委託により実施したいと考えております。民間委託の形につきましては、本日資料で参考という形で、A4横のカラー刷りの表のものを、調査系統を図示したものを付けさせていただいております。資料の一番下の方になります。

この絵自体も少し複雑な感じではあるのですがけれども、流れとしては、単純に見ただけならば単純ですし、ぱっと見ると複雑という表です。まず、一番左の方に調査対象事業所。一括調査企業とありますが事業所です。その右の方の真ん中辺りに都道府県労働局と

いうところで記載しています。その右の方、厚生労働省ということで記載しております。その周りの方に委託業者でありますとか集計をお願いしています統計センターとかが記載してあります。

まず調査票の配布ですけれども、厚生労働省から一括、全てを郵送するというので、図の厚生労働省の枠の下の方から出ている青い線です。それを受けて、事業所の方から回答があるというところがございます、一番上の青い線は、現行と同じやり方ですけれども、一括企業から郵送で提出されます。それ以外の郵送については、都道府県労働局に郵送されるのが、下の方の青い線になります。

赤色の二重点線のような線があると思いますが、これが光ディスクでの提出というものです。一括調査企業からの光ディスク提出。一括企業からは、厚生労働省本省に提出ということになりますので、こちらの方に返ってくるということです。

一括調査企業以外のところ。これは都道府県労働局の方に返っていきますので、これについて光ディスクで返してくるのか、調査票で返してくるのか。それぞれごとに宛先を事業所の方で判断することは難しいと思っていますので、これは一括して都道府県労働局の方に返送していただくということの線です。調査事業所から見ますと、もう一つ上から3番目の点線でございますが、これはオンラインの回答もあると。このような流れになってくるというところでございます。

この中で、一括調査から紙提出されたものと光ディスクで返ってきたもの、それとオンライン調査で返ってきたものについては、委託事業者の方で受け付け・照会を行うことを考えております。それと併せて光ディスクについても、都道府県労働局は経由いたしますけれども、都道府県労働局で審査をすることなく委託事業者の方に転送といいますか提出し、委託事業者の方で受け付け・照会を行っていくことを考えております。ここの赤い点線の部分でございますが、こちらの部分について民間委託を新たに実施することを考えています。

それと併せまして、厚生労働省の中で、調査票支援システムとございますものも作りまして、調査票の審査を円滑に進めていくことも考えています。

全体の流れとしてはこのような形で赤い点線部分の民間委託、それと、この最初の一番下の郵送部分につきましても、現在も民間委託いたしておりますので、同様に民間の活用によりまして、調査票の発送を行っていく予定をしています。

今後オンライン回答率を向上させるといったこと、また、一括調査及びオンライン調査の民間委託を行っていく中の検証としまして、将来的な民間委託範囲の拡大については、引き続き検討を行っていきたいと考えております。

続きまして論点の8番目です。民間事業者の活用にあたって、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインに沿いまして、どのような措置を講じることとしているか、また、民間事業者の活用範囲の拡大、更なる効率化の余地についての論点です。基本的にはこちらに記載しているとおりですが、令和2年からの民間委託につきましては、令和元年におきます民間事業者に委託する際に行っていること、例えば郵送発送ですとか、データ入力ですけれども、これらは従来からやっているところですが、そういったことを踏ま

えつつ、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインに沿って実施していくことを考えております。

こちらに記載しておりますとおり、まず秘密の保護を適切に行える事業者かどうか確認を行うということ。また、統計作成過程が利用者から信頼されるよう、秘密の保護につきましてホームページに掲載しているところですが、今後につきましても引き続きこのような情報開示を続けていきたいと考えております。また、調査票情報等の適正な管理としては、現在の委託業務におきましても民間事業者に対しまして、調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずべき事項を講じさせておりますし、業務上知り得た事項について秘密保持に関する誓約書、仕様上も定めておりますし、こういった誓約書の提出とさせているところです。引き続き調査票情報等の適正な管理のために必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

また、報告者が安心して調査に協力できますように、民間の委託先から電話がかかってくることもあろうかと思っておりますので、ホームページに委託先の民間事業社名を示すといったこと、当該事業所が適切に秘密保護を講じている旨をホームページなどで示していきたいと考えております。

続きまして、民間事業者におきます業務の実施状況の確認及び実施過程の管理ということです。令和2年調査より、民間事業者に委託する業務につきましては、今年の調査におきます一括調査、電子媒体による提出等の実績を踏まえまして、回収率や督促の実施状況等を管理指標として、統計の品質の維持・向上を図ることを予定しております。

また、民間事業者が適切に審査・照会・督促が行えるよう、業務実施者に対して教育・訓練を行うことを必須とするとともに、その実施状況やその際に用いた資料の報告を求めるということを考えております。また、必要に応じて、当方から資料等を民間事業者に示して、教育・訓練が適切に行えるよう助言・指導を行うこととしております。

続きまして、30ページ、論点9です。事業所内の全ての労働者について回答する事業所数の見込みなどについてです。令和2年調査で、オンライン調査を導入するのに合わせまして、調査対象の労働者を抽出して回答する方法と全労働者について回答する方法。この選択制によって調査を実施する計画となっています。ここの表にありますように、試験調査と同時に実施したアンケート調査の結果を見ますと、事業所の全労働者について回答を希望する事業所は、多くても1割程度ではないかを見込んでいます。また、企業ヒアリングなどによりますと、職種につきまして企業が管理しているデータと本調査の職種区分が一致しないということなどが課題として浮上している状況もございます。

次に、労働者数の推計方法です。全労働者について回答した場合、どう対処するかということかと捉えておりますけれども、文章がありますけれども、31ページの事例のところの説明したいと思っております。現在の労働者抽出に係ります復元方法は、原則として労働者抽出率の逆数に復元倍率としています。左上の労働者構成ですと、右上のように5分の1ということで、それぞれ労働者が抽出されます。これを5倍にして復元するというところで、5倍にしますと、この左下のところになってきます。

ただ、このようにきれいにほんとうに5分の1で出してくれる事業所ばかりかという、

そうでない事業所もあり、これより多かったり少なかったりの事業所もございます。その程度が少し大き過ぎますとやはりゆがみが出ますので、その場合には、ここの元の労働者数104人に戻すような形で復元をしております。ですので、復元方法としては、通常のやり方と、そういったイレギュラーの2種類あるところです。

事務处理的にも多少複雑なところがありますので、今後につきましては、原則として基本的には5分の1。5分の1は5分の1で記載してもらおうということを前提としてやっていきますし、それでも少なかった事業所に対しては、問い合わせ等々の対応はやっていきたいと考えております。復元につきましては、元の常用労働者数に戻すというやり方で対処し、更に併せまして、今、常用労働者数全体に対して戻しておりますけれども、ここを正社員と正社員以外に分けた形で戻していくことで対応していきたいと思っております。

このことによりまして、全労働者を回答してきた事業所であっても対応が可能であるといったこと。それと併せて、正社員、正社員以外の別の構成にも適切に対応できるということも考えております。今後実際こういうやり方で対応していこうということで考えております。

論点の10番目でございます。調査方法について、更なる改善を図る余地についてです。今回の変更におきまして、オンライン調査を導入することで、電子的な方法で回答する報告者の利便性向上を図ることとしております。また、電子的な方法で回答を希望する報告者の利便性向上を図ることとしております。また、一括調査におきます配布、回収、審査等の実査業務及びオンライン回答、電子媒体によります回答の調査票の審査について、民間事業者を活用することとしております。

将来的な話でございますけれども、限られたリソースで質の高い統計を作成できるよう、民間事業者を活用する範囲の拡大など、更に調査の効率化を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

内容がかなり多岐にわたりますけれども、説明を受けまして、御意見、御質問のある方は、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

あと、調査方法の変更ということで、実査に携わる立場から、何か御意見というか、御指摘はございますか、東京都。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 先ほど色々御説明を伺っている中で、一般の何か給与計算ソフトのようなものを御活用いただくとか、電子媒体での提出とか、色々改善されているかと思えます。毎月勤労統計調査でも給与計算ソフト等が活用できるのですが、提出はやはりオンラインか紙でないといけないところがありまして、データそのもので提出できるというのは、かなり改善されているのかなと思えました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。実査に携わる立場の方からも、できるだけ、そういう形で進めていただけると良いなどの御発言がありましたが。いかがでしょうか。永瀬委員。

○永瀬委員 一括調査についての質問なのですが、すごく大きな事業所が一括で出

すということで、先ほど、試験調査で非常に「不詳」が多かったところが、とても大きな企業だったという説明があったのですけれども、一括調査により、例えば、学歴に「不詳」という選択肢を設けた場合に、「不詳」が一気に増えてしまうような危険性もあるのかなと思いました。

例えば、小さな事業所でしたら、従業員が近くにいるのですけれども、一括調査ですと、本社のコンピューターの中に入っていないものであれば、回答できないということになるのかなと思います。一括調査を導入することで、何か「不詳」が増えたということはなかったのかどうかについて、教えてください。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 試験調査の方では一括調査はやっていないので、これは何とも言えないところがございます。一括調査の実施というのは、調査記入者の負担軽減という視点から始めたものですし、実際に労務管理といいますか賃金管理、労働時間管理といったものを現場レベルでやっていないところも現在多々ございます。そういった視点から、一括調査もこれは行わざるを得ない状況ではないのかなと考えております。

その中で、やはり項目について記載しづらいと、記載できないという項目が出てくると思いますが、こちらについてはもう協力依頼ベースで行っていくしか仕方がないと考えております。できる限り協力していただけるよう、記入していただけるように取り組んでいくしかないのかなと思っています。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○永瀬委員 先ほどの少し前に戻りますが、学歴に「不詳」の選択肢を入れるということが、心の中ですごく気になっているのですけれども、今回、「学歴」は、短時間労働者でも7割は回答したと。それ以外では97%でしたか。非常に高い回答率なのではございますけれども、少し戻ってしまいますが、やはり「不詳」の選択肢を入れることは、重要でしょうか。

○白波瀬部会長 すいません。「不詳」を入れることについては、既に審議いたしましたので、ただ今の質問については、入れることで進めさせていただきたいと思っております。

○永瀬委員 一括調査ということでも、特に問題はないということではございますか。

○白波瀬部会長 一括調査については、少し前に、何か図表で出していただいておりますので、何かと混乱しているのでしょうか。なぜ一括調査を行うかと言いますと、現場ベースでの利便性ということもあったと思うのですね。ですから、どうして一括調査を行うのかというその背景と、学歴云々というところで、大企業について、特定企業による偏りがあったのですけれども、その辺りについては、何かありますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 大企業の偏りにつきましては、試験調査では学歴でなくて職種の方でしたけれども、ただ、現状においても一般労働者についても学歴自体を把握していないというところは確かにあります。その中で協力いただいている方法として、やはり労働者個人に聞いて記載しているという話もあります。今現在一般労働者の方が比較的学歴の記入率が高いというところも、職種もそうなのですが、記入される労働者については、基本的にやはり一般労働者の方が、正社員、正職員とか期

間の定めがないというような安定的な労働者と言っているのかどうか分かりませんが、そういった人が賃金構造基本統計調査の場合は多いというところもあるので、そういった背景として、今の試験調査の高い記入率であったのだろうと考えています。

ただ一方で、それぞれ高いという状況がありますけれども、やはり何らかの影響はあるかと思っており、記入者負担の軽減といったことを考えてやっていくと、どちらをとるのかといったところなのかと思います。

それと賃金構造基本統計調査の例ではないのですけれども、ほかの調査でも、例えば事業所ごとに調査票を配布しても、本社の方に回送されて本社の方が記載してくる。記入担当者も、いわゆる大きな企業で見ますと、同じ人が全部記載してくると、事業所ごとに送っても。そういった事例も多々ございますので、やはり一括調査の導入はやむを得ない。その中で起こり得る問題については、できる限りの丁寧な対応をしていく方法しかないのかなと思っております。

○白波瀬部会長 確認なのですけれども、一括調査と言ったときに、調査方法と言いますか、配布方法としての「一括」であって、基本的には、そこから傘下の各事業所に調査票が行くのですよね。単位は事業所ですから。それとも、それは一括だから、本社で全部記載するということですか。その辺りは、どうなっていますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 基本的には本社で全部記載いただきます。

○白波瀬部会長 全部ですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 全部記入していただくと。

○白波瀬部会長 本社で記入してしまって、傘下の各事業所には行かないということですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 例えば事業所でなければ分からない項目とかありますけれども、それについては、一部の企業についてはそれぞれの事業所に対して聞いて記載しているという事例もございます。

○白波瀬部会長 ですから、そこは説明してもらっているのですよね。一括調査として、どういう形で実施するかとか、質問とかも丁寧に聞いてもらっているのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。その方はそういう形でやらせていただいております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 今回から、オンライン調査と、もう一つは、電子媒体、光ディスクでの調査票提出が可能になるということで、1点は試験調査で、実際に光ディスクでの提出などを検証してみたのかということ、もう一点は、光ディスクで提出するのと、オンラインで提出するのとの違いです。報告者にとっての違いというものは、どういうことなのか。その辺りを教えてください。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 試験調査の方では行っておりません。

○嶋崎委員 ああ、そうですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 ただ、当初の予定といたしましては、賃金構造基本統計調査でもオンライン調査のみという方向で検討してきたのですが、他の調査の状況とかもお話を聞いていきますと、やはりオンラインですることによってセキュリティー上の問題があるというところは、特に大企業で多いという話も聞いております。そういうところについては電子媒体で出したいといった状況も聞いております。

そういったところを踏まえますと、やはり電子媒体での提出も必要ではないかという判断を今回はしていただいています。ただ、その調査方法について、いきなり全国的にやるのが可能かというところ、それは難しいだろうというところもございまして、今年の一括調査の中で希望するところのみやって、その結果を踏まえて来年の本格実施に向けてやっていきたいと考えております。

○嶋崎委員 ということは、今、進行中の今年度の調査で、一括調査のところでは、光ディスクでの提出が進んでいるということなんでしょうか。かなりあるのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 まだ回収が、一括調査自体の回収もそれほど進んでいません。ただ、既に提出があったのは事実です。

○嶋崎委員 そうしますと、実際、光ディスクで提出されても、オンラインで提出されても、その後の委託事業者での作業というものは、ほぼ同じような形で、かなり効率よく進むということなんでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうですね。電子媒体という形で行きますので、効率化はかなり図られると思っております。

○嶋崎委員 そうすると、情報の性質上であれば、オンライン調査の広報と同じぐらいのウェイトで、電子媒体での提出を積極的に広報するとか、その辺りをお考えになって、オンライン回答率の10%目標と別に、電子媒体での提出の目標値などを設定するなど、もう少し電子媒体での提出を積極的にアピールすると良いように考えますけれども、いかがでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これは難しいところがありまして、調査実施者としては、オンライン調査の方を優先したいと考えています。その理由につきましては、やはり電子媒体ですと郵送配送ということになりますので、そこにおける事故とか紛失の危険性が全くないわけではないということがあります。

基本的にはやはりオンライン調査を基本と考えています。ですがオンライン調査に対する忌避感とか、大企業中心にセキュリティー上の問題でオンライン調査ができないという企業もあります。そういったところの対応も含めて電子媒体と考えておりますので、電子媒体の提出自体もそれはアピールはしますが、基本はオンライン調査をお願いする方向で行きたいと思っております。

○嶋崎委員 そこは、セキュリティーの問題を考えると、報告者の方の姿勢と色々調整しなければ、折り合いをつけていくことも全体として考える必要があるということをご説明を受けて、すごく認識したところです。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 これは、日進月歩の事案だと思うのですね。でも、そもそもは、やはり、

オンライン調査への全面移行という形で始まったものの、セキュリティー上の関係と申しますか、データシェアリングを含めて、かなり日進月歩で事情も変わっていますし、ある意味でグローバルですので、国際情勢とも全く無縁ではないという状況の下でということですから、そこは実態と目標でのそごが出てきてしまっていることはあるかと思うのですが、やはり今、重要な点は、あくまでも、こちらとしてはオンライン調査への全面移行というところで進めていたということだと思います。

ただ、10%目標ということからですから、かなり目標値としては、非常にモDESTト申しますか、結構慎重に進んでいるかのようなイメージがあるのですけれども、その中で、光ディスクというのを、ある意味、過渡的に使うという位置付けなのですかね。ここの図で見ても、一括調査のところ、紙と光ディスクと2つある訳ですね、ラインがね。要するに、かなり複数の形の媒体が入ってくるということになります。

やはり、その積極的な位置付けを説明していただいた方が、これで行くのが極めて妥当だろうし、現実的であろうという説明は、入れておいてもらった方が良いと思います。どっちに向かっているのですかということになるかもしれない。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 いいですか。

○白波瀬部会長 はい。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 やはり原則としてはオンラインを進めていく。この考え方については変わりはありません。光ディスクを認めることにつきましては、やはりほんとうにセキュリティー上できないという企業に対して、特に大企業ですので、そういったところが紙で出てくるということになってきますと、その後の私どもの事務作業的な問題もあります。やはりデータという形で出てきますとその後の処理がやりやすいとか、例えばデータ入力についても、紙の場合は業務委託しておりますので、そういったところも効率化できるといったところもありますので、基本はオンラインなのですから、そのサブ的な位置付けというところで、光媒体、光ディスクでの提出を認めると考えているところです。

○白波瀬部会長 ただ、現時点では、多分、ウェイトから考えると、10%目標だから、やはり、紙の調査票による提出が一番ボリュームゾーンとしては大きいのですよね。現実には、多分、そうですね。そんなことはないのですか。全体の大体一括調査は、全体の大体、何割ぐらいなのでしょう。その辺りは、今日提示いただいた資料で分かりますか。実績ベースで。何かそのボリューム感が分からないのです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 実績ベースはこれからなのですけれども、当初光ディスクの提出を希望するといった企業が約6分の1なので、17%ぐらいなのかと考えております。

○白波瀬部会長 でも、そうしたら、やはり紙が一番多いという事になりますか。

つまり、何かというと、お示し頂いた図はいいのですけれども、現実的に今、どういう分布になっているのかが知りたいのです。将来はオンライン、オンラインと言っても、目標値として10%だから、実際はもっと低い訳ですよ。光ディスクも希望から言ったら17%ぐらい。足したとしても、これで2割行きますか。全体の4分の1に到達しますかという

話で、そうしたら、残りの4分の3というのは、どこに行くかといったら、紙ですかということなのです。そういう御説明になるのでしょうか。そのボリューム感が分かりにくいのですけれども。

それはそれで良いのですよ。実態として挙げていただいて、将来どうするかということの説明してくだされれば良いのですが。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 アンケートでやった結果として、オンライン調査をやりたいかどうかというアンケートをしております、その結果を出しますので、お待ちください。

それと、ほかの調査自体がやはりオンラインを重視でやってきて、そういったオンラインに対するセキュリティー上の問題というところで、光媒体でやっている実態からかもしれないのですけれども、実際のところ、ほかの調査でも光媒体で出てくるのは1%程度という話も聞いております。すいません。細かいところまでは今数字を出せないのですけれども、それほど大きくないと思っています。今回、賃金構造基本統計調査の場合が、オンライン調査が今ない状況でやっていますので、17%の一括企業ですね、という実態もあると思っておりますので、そこは来年の調査をやってみないと分からないところがございます。

ちなみにオンライン調査について利用してみたいと言っている事業所の割合ですが、企業規模計、全体の計で31.2%でオンライン調査を利用してみたいという回答をしております。そのほか、利用したくないが23.5、分からないが45.2といった状況です。大企業の方が利用してみたいかという、大企業は38.9%でございますが、一番高いのは100~999人規模、ここが47.0%が利用してみたいという回答となっております。一方で小規模、5~9人が18.1%。ただ、小規模の場合は、やはり調査環境といいますか、インターネット環境が整っていないというところが多いので、結果的にこういう数字になっていることだと思います。

ですので、最終的にはここにありますように、利用してみたいが31%ですし、ほかの調査でも30%という状況がありますので、できるだけ早い時点で30%にまで行けるようにやっていきたいと思っております。その中で来年の目標としては10%という設定をさせていただいています。

ですので、これはどちらかといいますと、先ほどの嶋崎委員のお話で言いますと、オンラインと光媒体を合わせたところという目標数値ではないのかなと思っております。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

○嶋崎委員 はい。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。あとはよろしいですか。永瀬委員。

○永瀬委員 情報の秘匿のことについて伺いたいのですけれども、今回、光ディスクでかなり来るけれども、いかにそれを紛失せずに、そして、確実にきちんとデータ化されるかということ、特に他ではあまり光ディスクでの回収が多くないとすれば、すごく大規模な調査では初めて民間委託しながら光ディスクで回収する調査になるので、うっかり調査票を1つ紛失してしまったり、誰かが持ち帰ってしまうということになったら大問題にな

ると思いますので、そうならないよう担保するために、どういうことをお考えなのでしょうか。

例えば、この政府統計共同利用システムというのは、ずっと利用実績があるのだろうと思いますし、様々な対策もとられているのだろうと思いますけれど、光ディスクで今回実施することについて、どういう手続をしているかというのが1点です。

もう一点は、企業によっては、全社員、特に1,000人以上の企業で全社員の給料を回答してもいいと回答しているのが1割以上いるというのは、データの重要性と言いますか、多分、調査を実施しているのが政府ですから、確実に信頼して出すと言っているのであろうと思いますけれども、それを民間委託で行う中で、その秘匿性が完全に守られることは、非常に重要だと思うのですが、その辺りの手続について、何かあってからでは遅いので、教えていただきたいと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 まず、調査票の提出ですが、光ディスクの提出につきましても、今の紙媒体の調査票の提出と同様の形になるのであらうと考えております。今のところ、それ以外に特段のところは考えてはいないといった状況です。

ただ一方で、光ディスクといった電子媒体ですので、パスワード設定を施していただくことで、より強固になるということもありますので、調査対象者の方の御協力が必要になりますけれども、そういった手法は取り組めるように検討していきたいと思っています。

もう一つ、全労働者について調査する方法ですが、これについてはもうオンライン調査を前提として私どもは考えております。当然紙で記載されてこられても、データ入力がそれだけはね上がってしまいますし、企業の負担も相当大きいのではないかなと思っていますので、ここではオンライン調査を前提で考えております。これは政府共同型のシステムを使っておりますので、そちらのセキュリティーに依存するところがございますけれども、強固なセキュリティー状況だと考えております。そういったことで、セキュリティー上の問題は対処可能であらうと考えております。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○永瀬委員 それでは、光ディスクで全労働者というのではないというのが1つ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そうですね。基本的にはオンラインを前提で考えております。

○永瀬委員 あと、普通の郵送の紙媒体と同じということは、特に何か簡易書留とか、そういうのではなくて、普通に郵送でという形なのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 普通の郵送です。ですので、その一環として、電子媒体ですのでパスワード設定とかできるとと思いますので、そういった方法があるのではないかと考えています。

○白波瀬部会長 業者の方というのは、もう入札は終わったのですか。もう決まっているのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これから、まず今年のこの調

査計画が承認されてからになります。

○白波瀬部会長 そうですよ。そうでないとだめですよ。失礼しました。

今、やはり永瀬委員の御懸念と言いますか、少し楽観的過ぎるという印象です。やはり、契約内容だと思うのです。調査票を紛失した場合に、どう対応されますかというのは、やはり秘匿業務というのがきちんと問題なく遂行できるように、実施省庁としても、どういう確認事項を押さえて契約していくのかということぐらいは、やはり少し御説明いただかないと、郵送で紛失して「ああ、そうですか」ということになっても困ります。

逆に言えば、「民間委託したら、だめだったではないか」と言われてしまったら、困ります。私は、基本的に、民間委託というのも選択肢としてあって良いと思うのです。でも、そのためには、しっかり契約内容等に確認作業を入れていくというのが、非常に重要なところだと思うのです。ただ委託するだけではなくて、この調査の作業過程のタイミングでは、必ず確認作業を実施省庁として入れられるような契約をきちんと結びますとか、光ディスクについては、もちろん口頭でも申し送りしていただく訳ですが、こういう形でパスワードを入れますといったこととか、光ディスクによる回収の民間委託については、こういうリスクを勘案して、こういう対応をしていますといったことです。多分、そういうようなことを今、永瀬委員は期待されていたのではないかと思うのですけれども、その辺りはどうですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 現状でも既に調査関係で民間委託している作業部分がございます。調査票のデータ入力については既に民間委託しております。データ入力作業につきまして、かなり厳重な対応をしております。管理体制、秘匿の義務といったものです。当然、総務省で作られております民間委託のガイドラインがございますけれども、それに沿った形で厳重にやっております。それと同等のことを、当然電子媒体であろうと何であろうと行いますので、民間委託した部分での紛失リスクとかについては、今までどおり同等程度の高い水準を確保できると思っております。

○白波瀬部会長 それは、その基準に則って、リスクに対応した処理が明記された契約になっているという解釈でいいのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 実際そうになっておりますし、私どもは、実際に委託事業者に立ち入り検査、実際に業務するに当たって、業務実施体制がしっかりあるのか。例えばデータ入力であれば、そこにそれだけの作業員がきちんといるのか、機材は整っているのか、そういった観点等のチェックも含めてやっております。当然その現場がセキュリティー上、計画どおり、計画上、普通の事業者ですと、その作業場に携帯電話やパソコンとかそういったものは持ち込み禁止といった状況になっておりますし、そこで印刷物の管理などもしっかり明記されております。

そういったものについても、きちんと履行されている状況であるかといったところを含めて、確認するようにしております。同じように、今後の電子媒体、オンライン調査についても同じような形でやっていくことは当然のことだと思っています。

○白波瀬部会長 今、永瀬委員の御懸念もそうですけれども、調査票情報を移送するというか、移動に伴うセキュリティー上の問題というのが、やはり今ものすごく問題になってい

ると思うのですね。ですから今、紛失ということだったのですけれども、それについてしっかり明記された基準があるということであれば、そのようにお答えいただいた方が、「紛失したら、どうするのですか」と言われたときに、「いや、セキュリティもかけますし」という程度ですと、大丈夫かなという印象を、多分持たれたのではないかなと思います。そこは問題無いと理解してよろしいのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そこはもう大丈夫です。

○白波瀬部会長 はい。よろしいですか。

それでは、今、いただきました御質問につきまして御回答いただきましたけれども、このような形で整理させていただくという方向でよろしいでしょうか。最終的には、再度確認という作業が入ってくるかと思えますけれども、よろしいですか。

○永瀬委員 ちなみに、なぜ全労働者を回答したいという企業がそんなにあるのですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はっきり申して分かりませんというのが回答です。ただ、やはり当初のこの問題意識は、労働者を抽出するのが面倒ではないかというところがありまして、そういった観点ではないのかなと思っております。詳細のところまでは把握していません。

○白波瀬部会長 情報開示ということで、積極的な御回答だったのかなとは思っているのですが、これについては、よろしいでしょうか。

それでは、基本的にこのような形で整理させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

あまり時間に余裕がないので、このまま行きたいのですけれども、もし休憩が必要であれば、挟みますが。

○永瀬委員 少しだけ。

○白波瀬部会長 それでは、3分ほど休憩をとりたいと思えます。

(休 憩)

○白波瀬部会長 それでは、少し急がせていただきたいと思います。

続きまして、審査メモ18ページの2の前回答申における今後の課題への対応状況についてです。

始めに、「(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供」について、事務局から説明をお願いします。

○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは説明いたします。

「(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供」についてです。当該課題につきましては、今年3月から4月にかけて行われた令和元年調査に係る部会審議において、その対応状況を確認しましたところ、有識者によるワーキンググループにおける検討結果を踏まえて検討中との報告が厚生労働省からありました。

これにつきまして、前回答申では、毎月勤労統計調査と本調査の推計方法が異なるため、その点に留意した適切な比較分析を行うとともに、集計結果を用いた比較だけでなく、両調査で重複して調査対象となっている同一事業所の個票ベースでの比較についても検討すること、また、人事院の職種別民間給与実態調査や国税庁の民間給与実態統計調査など、

類似統計との賃金水準の比較可能性にも留意しつつ、引き続き検討することを今後の課題として求めたところです。

これらの課題につきまして、厚生労働省の対応が十分かつ適切なものとなっているかなど、2つの論点を整理しています。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から、論点に対する回答をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 (1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供というところです。この点につきましては、前回答申からこれまで期間が間もないため、進捗についてはあまりないと御報告させていただきたいと思っております。

ただ、①にございますとおり、毎月勤労との比較につきましては、両統計の調査対象をそろえた集計を行うことにつきまして、実際に試算を行っておりますが、御説明させていただいたとおり、今回の次回調査変更の件と今年の調査の実施というところに注力しております。進んでいないという状況ですが、この方向性でやっていきたいと考えております。

②の賃金水準について、類似統計の比較可能性を含めた検討でございます。これにつきましては毎月勤労統計調査のほか、人事院の職種別民間給与実態調査、国税庁の民間給与実態調査との比較があるかと思っております。これにつきましても、資料にございますとおり人事院の職種別民間給与実態調査は、調査対象労働者が公務と同職種の常時勤務する従業員に限られるということ、集計もこれらの職種ごとに行われるということ、また、調査対象規模が企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所に限られておまして、小規模事業所がカバーされていないところがございます。

一方で賃金構造基本統計調査につきましては、実際小さい事業所が母集団の半分以上を占めておまして、比較するには厳しい状況となっております。

国税庁の民間給与実態統計調査ですけれども、こちらは年収を調査しているもので、賃金構造基本統計調査が単月で把握しているものでして、調査方法が異なるという実態がございます。

このようなことから、調査対象、調査事項に大きな相違があり、賃金水準に差があったとしても、これらの要因に帰する部分が大きく、毎月勤労統計調査とは異なり、これを比較する分析によって、本統計の特徴を明らかにするなどの成果を得ることは困難ではないかと考えております。

一方で、統計間の役割の違いです。賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の関係で言いますと、毎月勤労統計調査は動態統計、賃金構造基本統計調査が構造統計であることとか、調査目的、調査方法の違いなどを比較して、そういったものを統計利用者へ情報提供することは可能と考えておりますので、このようなことにつきましては、今後人事院、国税庁と調整した上で、ホームページに載せるように対応していきたいと考えているところです。

2点目です。厚生労働省の対応は十分適切なものになっているかということです。上記につきましては、毎月勤労統計調査との関係は、ここで試算・検討を明らかにしていきたいと考えているところです。色々情報提供については積極力に行っていきたいと考えています。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、よろしく発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

永瀬委員、よろしいですか。

○永瀬委員 別に比較したら意味がないということはないと思います。賃金水準について、比較することによる成果を得ることは困難であると考えられると記載してありますけれども、別に比較することには問題はないと思うので、今すぐという訳ではないですけれども、比較することは意識していただいて、全体にもっと時間をかけてされるということです。時間をかけて行っていただければ良いのではないかと思います。

○白波瀬部会長 毎月勤労統計調査との比較ということですか。

○永瀬委員 いえ、毎月勤労統計調査ではなくて、人事院や国税庁の調査との比較は、年収ベースと月収ベースだから意味がないと記載してありますけれども、別に比較してはいけない、比較しても意味がないということもないと思いますので、比較してみられると良いのではないかと思います。

○白波瀬部会長 もちろん色々な作業というのは行っていると思うのですが、要するに、大きなフレームワークとかなり異なるという観点もしっかり考慮しながら、その結果を見るべきということですので、類似した調査間の調査ということは、もちろん何も意味はないということはないけれども、一応、現段階では、なかなか検討するのも難しいとか、比較可能性自体が留意しつつと記載してあるから、比較可能性自体が結構担保されないということは、お含みおきいただかないと難しいということだと思っております。

行なわないと言っている訳ではないとは思っておりますけれども、比較して何をするのか。色々な類似の統計と確認してくださいということですからね。

○永瀬委員 厚生労働省は、やはり賃金統計には一番関心が深いと思うので、類似の統計があるとすれば、それらの動向を常に見ていくのは、当然すべきことだろうと思いますので、対象が違うから比較する必要がないのではなくて、対象が違うので、それぞれのこういう違う特徴が出たということとして把握していただきたいなと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 当然調査結果の動向につきましては、数字の妥当性という観点では色々な情報を持ちながら見ていくわけですので、そういった面でそれぞれの調査を参考にしないというわけではなくて、むしろそちらの方をしっかりと見ていかなければいけないと理解していますが、ただ、それぞれ調査の特徴がございますので、その特徴に応じたことをしっかりと、このような調査の特徴があることを示していくことは重要ではないかと考えているところです。

○永瀬委員 それぞれの特徴を踏まえて、是非、賃金全体の動向を毎月勤労統計調査、賃

金構造基本統計調査、あるいは、その他の色々な他省庁も含めた統計を踏まえて、賃金動向を見ていただくという姿勢なのだと、今、おっしゃっているのだらうと思いました。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

○嶋崎委員 最後に記載していただいているように、人事院、国税庁とも調整して、この統計間の役割の違いを明示していただくというのは、大変有効だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。

複数の研究会が立ち上がっていて、何かそこでのやりとりもあるようですので、できるだけ情報共有させていただいて、引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局からですが、毎月勤労統計調査との比較について、前回答申が4月なので、まだ作業中であることは理解できるのですが、ただ、今後の見込みとして、例えば、いつぐらいまでに試算をして結果をある程度出すとか、その辺りの見通しは立っているのでしょうか。もし予定があれば教えてください。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 やっているところなのですが、試行錯誤の部分がございますので、引き続き進めさせていただきたいと思っています。今、いつまでにと回答はここでお示しするのは少し難しいかなとは思っています。ただ、やらないということは全く考えていなくて、順次進めていきたいと思っています。

○白波瀬部会長 よろしいですか。

それでは、ネガティブな意味ではなくて、慎重にお答えいただいているのだと思うのですが、これについては、個票データを用いて、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査との間の試算を行っているワーキンググループは継続されているということですよ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今内部的に分析をやっているところです。やるとしたらこれからの話になるのかなと思います。

○白波瀬部会長 分かりました。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 そこまでたどり着くかどうかも含めての、まず試算だと思っています。

○白波瀬部会長 でも、適宜、ワーキングの内容については、情報公開していただける訳ですよ。今のお話は、そういう位置付けのお話ではないのでしょうか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今のところワーキングを作っただけで検討とは考えておりません。前回ワーキングは、この方向性について議論いただき、御承認いただいているところで、基本的には今回の見直しを検討することを目的としておりましたので、計画案を作成した段階で一応の役割を終えたと考えております。ただ、一方で、この検討体制は、必要に応じて、また必要があれば設定することを考えていきたいと思っています。

○白波瀬部会長 そうですね。こういう意味で世論が高まっていますし、注目も上がっているので、調査実施者から少し前倒しで積極的に御検討いただきたいと思います。今、永瀬委員からも御意見がございましたけれども、本統計調査が賃金全体についての一つの中心的な基幹統計として、適宜、情報提供していただけると、とても良いと思います。この調査に対する信頼回復にもつながると思います。よろしく願いいたします。

それでは、このような形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、審査メモ19ページの「(2) 個人票における匿名データの提供検討」について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 「個人票における匿名データの提供検討」につきましては、前回諮問に係る部会審議におきまして、その対応状況を確認したところ、厚生労働省からは、現時点で事業所系調査で匿名データの提供を行っている事例がなく、種々の解決すべき課題があることから、総務省統計研究研修所の支援を受けながら、引き続き検討するとの報告がありました。

これにつきまして、前回答申では、匿名データ化の検討に当たっては、利用者にとって利便性の高いデータとなるよう、報告者の秘匿性にも留意し、個人票の情報だけではなく、事業所票の情報も付加することを含め、引き続き検討を進めるよう、今後の課題として求めたところです。

この課題につきましては、厚生労働省の対応が十分かつ適切なものとなっているか、論点を2つ整理させていただいております。本事項につきましては、先月7月18日の企画部会におきまして、平成30年度統計法施行状況報告の審議対象ともされたところです。

事務局からの説明は、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 御回答申し上げます。

こちらにつきまして、前回答申以降間もないというところもございまして、やはり同様に今回の見直しの方に注力しておりまして、検討については前回以降あまり進んでない状況です。一方で、実際に匿名データ化するに当たりまして、どう進めていくかにつきまして、統計研究研修所との打ち合わせも開始しており、その中でどういうふうに進めていくか考えております。

現段階の課題として考えられるところは、基本計画におきます中では、世帯調査の内容が活用できるというようなことです。個人票の情報からできるのではないかとということで、賃金構造基本統計調査の方が匿名データ化について挙げたところですが、一方で事業所情報も加えないと賃金構造基本統計調査の場合意味がないであろうというところがございます。そうなってきますと、やはり事業所系の調査の中で匿名データ化が行われていない中で検討していくには、色々と課題もあり、それらの課題を解決しなければいけないと承知しております。

加えまして、事業所情報で匿名化できた、個人情報で匿名化できたとしても、この両方の情報が合わさることによって、やはり特定されてしまう可能性も否定できない場合も出

てくるという課題もあると思っております。単なる事業所調査よりも複雑な部分もあるところを検討していく中で、課題として出てきているところがあります。

いずれにいたしましても、これは企画部会の審議対象になっておりまして、そこでまた十分に説明させていただきたいと思っております。Ⅲ期計画中に提供開始できるように検討を進めていきたいと考えています。

論点2番ですが、十分かつ適切ものかというところがございますが、ただ今の回答をもって回答とさせていただければと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本件につきまして、先ほどありましたように7月18日の企画部会において、今後、同部会で審議するとされたために、8月30日に予定している同部会での審議を踏まえて、最終的に結論を得たいと考えております。つまり、企画部会での審議も踏まえて、最終的な結論に至りたいということですのでけれども、この場で御意見、御質問ある方は、どうぞ御発言ください。若干、中途半端な位置付けなのですけれども、もし、ここで何かおっしゃりたいというようなことがあったら、お願いいたします。

永瀬先生。

○永瀬委員 色々な課題があるとおっしゃいましたけれども、それを具体的に、もう少し教えていただいた方がありがたいかなと思います。

○白波瀬部会長 いかがですか。ここで少し。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 正直申し上げまして、賃金構造基本統計調査は色々な問題があったことと、今回の令和2年からの調査改正がありまして、こちらの方にやはり注力しておりまして、検討が進まなかったというのが実態です。ですので、検討が進んでいないのは事実でして、我々としてもできるだけ早くリカバリーできるようにしていなければいけないと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一番大きな問題は、事業所系調査、個人系調査、両方が組み合わさることによって問題も出てくるであろうというところです。そこはやはりクリアしなければいけないと考えていますし、そもそも事業系調査の中ではほかに例がありませんので、そういったところを踏まえながら匿名データ化をやっていかなければいけないというところです。

一方で、この調査自体が匿名データ化することによって、非常に利用価値が高くなるだろうということは十分承知しております。いわゆる33条申請におきます特別集計も非常に数多くございます。ほかの調査でもっと多いところもありますけれども、賃金構造基本統計調査も色々行われている状況ですので、匿名データ化は非常に大切な話だと思っております。ほんとうにⅢ期基本計画中に対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

○白波瀬部会長 永瀬委員の御質問は、その問題が具体的にどうかというのを教えてくださいということなのですが、これまでに事業所系調査の前例がないというのが、まず1点ですよね。それと、今の御説明だと、何か突合するときに、事業所と個人とあるときに問題があってというのが、何かもう少し具体的に分かればいいということなのですが。何かありますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 例えば、事業所で秘匿できたとしても、個人だと職種が出てきます。その職種の人がある程度数が少なくなってくると、その組み合わせで分かる場合もあるのではないかと、というところなどです。これは例示ですし、やり方によっては問題がないとなるかもしれませんが、そういったところを1つ1つ潰していく必要があるだろうと考えています。いずれにしても、やはり特定されることになってしまうと、匿名データ化の信頼性にも関わると思っていますので、そういったところの課題をしっかりと解決していきたいというところです。

○白波瀬部会長 よろしいですか。組み合わせによって、より特定化されるリスクが高くなるのではないかと、という話のようですけれど、そこはまた企画部会も含めて御検討いただくということでよろしいですか。永瀬委員、よろしいでしょうか。

○永瀬委員 企画部会では、もう少し具体的に御説明いただいた方が、分かりやすいかもしれないなと思います。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 少し付け加えさせていただきますと、いかんせん私ども、大変申し訳ないのですが、検討があまり進んでいません。そういうところがございますので、色々御意見とかいただいて、それを踏まえた上で対応していきたいというのが私どもの考えです。進んでいないことについては、この場で深くおわび申し上げるしかない状況です。以上です。

○白波瀬部会長 現在は検討が進んでいないとのことですが、取り組んでいくということですので、了解です。

これにつきましては、繰り返しですけれども、企画部会での審議を踏まえまして、最終的な確認を行うということで、進めさせていただきたいと思います。

それでは、審査メモ20ページの「(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討」について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、(3)の調査方法の見直しや公表の更なる早期化等の課題について、説明いたします。

当該課題につきましては、前回諮問に係る部会審議におきまして、その対応状況を確認したところ、厚生労働者から、今回の変更計画に盛り込まれているオンライン調査や電子媒体による提出の全面導入、日本標準職業分類と統合的な職種区分への見直し、「大学・大学院」、「高専・短大」などの学歴区分の細分化、事業所の回収率の逆数を乗じる新たな推計方法への変更、事業所内の全労働者に対する調査方法の導入について、引き続き検討を進めるとの報告がありました。

これにつきまして、前回答申では、推計方法の見直しに当たっては、可能な限り、遡及推計した結果を公表・提供すること、事業所内の全労働者を調査する方法を導入する場合には、その結果の推計方法についても併せて検討すること、令和元年調査の結果や利活用ニーズも踏まえ、外国人労働者の国籍等の把握について検討すること、短時間労働者の最終学歴や全事業所を対象とした労働者の役職の把握などの見直しの余地を検討すること、

外国人労働者の在留資格に係る集計事項について、令和元年調査の結果を踏まえつつ、性別や地域別等の集計の充実化について検討することなどについて、今後の課題として求めたところです。

これらの課題につきましては、厚生労働省の対応が十分かつ適切なものとなっているか、2つの論点を整理しています。

事務局からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から論点に対する回答をお願いいたします。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 説明いたします。残された課題についての検討状況です。

論点メモに22ページにあります①推計方法の変更につきましては、今回お示しさせていただいたところとして、また、公表、遡及推計につきましても可能な限り進めさせていただくということで、お示しさせていただいています。

②の事業所内全労働者を調査する方法の導入につきましても、先ほど御説明させていただいたところです。

③は⑤と併せて御説明しますので飛ばしまして、先に④です。短時間労働者の最終学歴、全事業所を対象とした労働者の役職の把握も含めてです。こちらにつきましても、方針についてお示しさせていただいたところです。

③、⑤の外国人労働者の問題です。これについて資料の方で述べさせていただいています。まず外国人労働者の国籍の把握です。今年の調査より外国人に対します調査項目として、在留資格を追加したところです。調査事項に国籍を追加することにつきましては、令和元年調査におきます在留資格別の集計は、来年の3月ごろ公表予定ですが、この検証結果を踏まえまして、統計精度の確保や利用者ニーズ、報告者負担の軽減に留意しつつ、引き続き検討を行いたいと思っております。

②の外国人労働者の在留資格に関連した集計事項の充実。審査メモ⑤ですが、これにつきましては、令和元年調査におきます集計結果を見た上で判断させていただきたいと思っております。いかんせん、どのような数字が上がってくるかが分かりませんので、その数字を見たところで、公表可能かどうかについて判断させていただければと思っております。

2番目、対応として十分かつ適切なものになっているかです。今後につきましては、外国人労働者について、このような形で対応させていただくと考えております。また、早期公表等につきましても、オンライン調査、民間委託といった活用も含めまして、引き続き早期化できるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、発言をお願いします。いかがでしょうか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 現在進んでいる今年度の調査で、特に、この外国人労働者の国籍の把握等で

苦情が来ているといった問題等は出ておりますでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 今のところ、特に上がってきておりません。ただ、今年の調査についてどうだったかについては、今回の審議と関係なく、今年の調査の総括として、各都道府県労働局に確認はしたいと思っております。そういった確認をすることで、今後の調査に役立てていきたいと考えております。

○嶋崎委員 是非、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 実査の現場の方から、何か御意見ありますか。どうでしょう、東京都。

○間船東京都総務局統計部人口統計課長 外国人の調査をすることで、調査結果が充実するかどうかと思うのですが、あとは調査対象企業の負担感に配慮していただければ良いのかなと思っております。

○白波瀬部会長 分かりました。ありがとうございます。

永瀬委員、どうですか。

○永瀬委員 引き続き、よろしく検討していただきたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは、このような方向で整理させていただきたいと思います。何かございますか。

○永瀬委員 前のことで気がついたことなのですけれども、この調査票の形なのですが、決まって支給する現金給与額の欄が、今までは「万」、「千」、「百円」だったのですが、「百万」、「千」、「円」となっているのですけれども、スペースの大きさも、これまでは「万」のところが一番大きかったのです。今、「万」が小さくなっているのもう一度、見直していただければと思います。私の見間違いなのかどうか。決まって支給する現金給与額が、前は「万」がもう少しスペースが広くて、「千」になって、「百円」になっていて、「千」と「百円」は1つ数字が入る大きさだったのですが、今回は「万」のところは「百万」になって結構狭くなっていて、「千」と「円」が結構広がっているのも、何かのミスがもしかしたらあったのかもしれないなと思いましたので、御覧いただきたいと思います。

○白波瀬部会長 どうですか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これ、百万のところは確かにおっしゃるとおり幅が広いかなと思いますけれども……。少し待ってください。

○白波瀬部会長 これは、「千」、「万」、「十万」という3つの桁で、ここの線で「百」になっているのですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これ、スペース的な使い方がありますし、例えば点線の入れ方が。また、再度ですけれど……。

○白波瀬部会長 ここの枠の中に3桁入るのですよね、それぞれに。そんな感じではありませんか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 3桁です。

○白波瀬部会長 そうですよ。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 だから、百万というのはほとんどないので。ここは1桁あれば十分だろうというのは御指摘のとおりだと思いますので。

○永瀬委員 決まって支給する現金給与額というのは、例えば、33万1,100円とかで、「万」のところが普通2桁ぐらい入って、「千」のところは1桁で、「円」は1桁。今まで「百円」だったので1桁だったと思うのです。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 これ、数字でカンマが付いて区切っていますので、どのようなものが記載しやすいか考えたいと思います。

○永瀬委員 ああ、つまり「000」が入るという意味なのですね。

○白波瀬部会長 そうですね。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい、そうです。ですので、ただ、百万のところだけ幅が広過ぎるというのは、バランス的にはあります。

○白波瀬部会長 決まって支給する現金給与額、が1か月で300万円の人はいるかもしれないけれども、1か月で1,000万円という人が何人いるのかということですね。

○永瀬委員 何か記載しにくいかなと思って見ていたら、そのように思ったのですけれども。この狭いスペースに記載するのは、結構大変だと思います。

○白波瀬部会長 もう少し記載しやすいように、少し御検討いただけますか。

○中原厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室長 はい。御意見を踏まえて。

○白波瀬部会長 御意見を踏まえて、もう一度、何を記載するのか分かるようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

本当に細かいところまで見ていただいて、大変ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、このような方向で進めさせていただきたいと思います。繰り返しですが、いずれにしましても、最終的な確認は、もう一度戻ることになるかと思いますが、お願いいたします。

大体、終了予定時刻が近づいてまいりました。本日の審議は、ここまでとさせていただきます。

本日の審議におきまして、調査実施者に改めて確認・整理していただく事項につきましては、調査実施者から次回部会において回答をよろしくお願いいたします。その上で、当該回答を踏まえまして、引き続き審議した後に、残された論点について審議を進めたいと思います。今回は追加的な説明という形だったと思います。

本日の審議内容につきまして、追加で御質問やお気づきの点がございましたら、短期間で恐縮ではございますけれども、8月9日金曜日までに、事務局までメールにより御連絡いただければ幸いです。

また、次回の審議を効率的に行うため、残りの審議事項について御質問等ございましたら、同じく8月9日金曜日までに、事務局まで御連絡いただきますよう、お願いいたします。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）付 次回の部会については、既に皆様に御連絡しているところですが、追加的な部会といたしまして、8月30日金曜日の13時から開催いたします。会場につきましては、本日と場所が変わりますが、7階中会議室で開催いたし

ます。次回は、本審議事項で、調査実施者において改めて確認が必要とされた事項について、審議したいと考えております。

また、委員の皆様におかれましては、本日お配りした資料につきまして、お荷物になるようであれば、席上に置いたままにさせていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上に御用意いたします。

事務局からの連絡は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、確認のほど、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。長時間、誠にありがとうございました。